

第95期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

目 次

	頁
第95期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	19
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	22
1 【設備投資等の概要】	22
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	45
4 【株価の推移】	45
5 【役員の状況】	46
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5 【経理の状況】	57
1 【連結財務諸表等】	58
2 【財務諸表等】	114
第6 【提出会社の株式事務の概要】	128
第7 【提出会社の参考情報】	129
1 【提出会社の親会社等の情報】	129
2 【その他の参考情報】	129
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	130
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月24日

【事業年度】 第95期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

【英訳名】 H2O RETAILING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 篤

【本店の所在の場所】 大阪市北区角田町8番7号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員
経営企画室長 森 忠 嗣

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区芝田2丁目6番27号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員
経営企画室長 森 忠 嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (百万円)	470,395	465,033	505,588	525,154	576,852
経常利益 (百万円)	9,603	11,210	10,309	11,338	18,160
当期純利益 (百万円)	3,016	3,109	1,057	6,200	295
包括利益 (百万円)	—	△5,632	7,269	19,814	2,251
純資産額 (百万円)	159,566	151,437	168,854	186,422	182,277
総資産額 (百万円)	344,699	344,187	335,230	359,323	377,716
1株当たり純資産額 (円)	772.27	732.68	861.78	951.52	929.18
1株当たり当期純利益金額 (円)	14.62	15.07	5.74	31.94	1.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	13.30	13.70	5.51	31.83	1.52
自己資本比率 (%)	46.2	43.9	49.9	51.4	47.8
自己資本利益率 (%)	1.9	2.0	0.7	3.5	0.2
株価収益率 (倍)	43.7	37.3	125.3	31.8	540.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	18,850	16,966	16,176	24,533	33,415
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△35,510	△17,235	△16,773	△23,925	△9,628
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,120	△2,818	△13,704	△3,422	△3,557
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	35,365	32,125	17,770	15,082	35,383
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	5,367 (6,936)	5,258 (7,272)	5,693 (8,750)	5,542 (8,817)	5,416 (9,048)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
営業収益 (百万円)	9,560	8,418	8,065	7,714	11,026
経常利益 (百万円)	4,610	1,931	2,038	1,607	5,036
当期純利益 (百万円)	5,701	2,106	356	1,919	3,237
資本金 (百万円)	17,796	17,796	17,796	17,796	17,796
発行済株式総数 (千株)	206,740	206,740	206,740	206,740	206,740
純資産額 (百万円)	151,083	142,290	157,843	170,739	173,355
総資産額 (百万円)	254,539	246,366	233,616	259,530	279,117
1株当たり純資産額 (円)	731.62	688.63	811.16	876.65	889.38
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	12.50 (6.25)	12.50 (6.25)	12.50 (6.25)	12.50 (6.25)	12.50 (6.25)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	27.63	10.21	1.93	9.89	16.68
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	25.14	9.28	1.86	9.85	16.61
自己資本比率 (%)	59.3	57.7	67.4	65.6	61.9
自己資本利益率 (%)	3.9	1.4	0.2	1.2	1.9
株価収益率 (倍)	23.1	55.1	371.8	102.8	49.3
配当性向 (%)	45.2	122.4	646.3	126.4	75.0
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用者数) (名)	54 (3)	49 (2)	43 (3)	47 (4)	59 (4)

(注) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 【沿革】

昭和4年4月 阪神急行電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)の百貨店部門が大阪梅田で開業
昭和11年4月 神戸支店(三宮阪急)開業
昭和14年11月 植田奈良漬製造株式会社(阪急食品工業株式会社(子会社))設立
昭和22年3月 京阪神急行電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)の百貨店部門が分離独立し、株式会社阪急百貨店を設立
昭和22年4月 株式会社阪急百貨店が開業
昭和24年5月 株式会社阪急百貨店が大阪証券取引所市場第一部上場
昭和27年8月 阪急物産株式会社と阪急共栄製菓株式会社とが合併し、阪急共栄物産株式会社(子会社)設立
昭和28年11月 東京大井店(大井阪急)開業
昭和31年5月 数寄屋橋阪急開業
昭和35年10月 株式会社阪急オアシス(子会社)設立
昭和36年10月 阪急共栄物産株式会社(子会社)が大阪証券取引所市場第二部上場
昭和37年9月 株式会社阪急百貨店が東京証券取引所市場第一部上場
昭和45年3月 千里阪急開業
昭和51年10月 四条河原町阪急開業
昭和57年10月 阪急インクス(阪急百貨店インクス館)開業
昭和59年10月 有楽町阪急開業
平成元年4月 川西阪急開業
平成4年10月 神戸阪急開業(平成4年4月 株式会社神戸阪急(子会社)設立)
株式会社エイチディ開発(現株式会社阪急商業開発(子会社))設立
平成5年4月 宝塚阪急開業(平成5年1月 株式会社宝塚阪急(子会社)設立)
平成7年1月 三宮阪急閉店(阪神・淡路大震災のため)
平成12年3月 都筑阪急開業
平成12年4月 阪急大井町デイリーショップパーズ開業(大井阪急をショッピングセンターに業態変換)
平成13年12月 株式会社神戸阪急の営業全部を譲受け(株式会社神戸阪急解散)
平成14年4月 株式会社宝塚阪急を吸収合併
平成14年5月 株式会社阪急キッチンエール(子会社)設立
平成14年10月 株式交換により阪急共栄物産株式会社を完全子会社化(大阪証券取引所第二部上場廃止)
平成15年1月 阪急共栄物産株式会社が、株式会社阪急ファミリーストア他4社(いずれも子会社)を分割設立
平成15年3月 阪急共栄物産株式会社を吸収合併
平成16年3月 株式交換により阪急食品工業株式会社を完全子会社化
平成16年10月 モザイク銀座阪急開業(数寄屋橋阪急をショッピングセンターに業態変換)
堺 北花田阪急開業
平成17年9月 三田阪急開業
平成18年6月 阪急食品工業株式会社が、会社分割により株式会社阪急フーズ他2社(いずれも子会社)に事業を移管
平成18年7月 株式取得により株式会社ニッショー(株式会社阪急ニッショーストア)を子会社化
平成18年9月 株式会社阪食(子会社)設立
平成19年10月 株式交換により株式会社阪神百貨店を子会社化し、経営統合
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社へ社名変更し持株会社体制へ移行
会社分割により株式会社阪急百貨店(子会社)を新設
株式会社大井開発(子会社)設立
平成20年2月 阪急百貨店メンズ館開業
平成20年3月 大井阪急食品館閉店(JR大井町駅前再開発のため)
阪急食品工業株式会社を吸収合併
平成20年10月 株式会社阪急百貨店と株式会社阪神百貨店が合併し、株式会社阪急阪神百貨店に商号変更
株式会社阪食と株式会社阪急オアシス、株式会社阪急ニッショーストア、株式会社阪急ファミリーストア、株式会社阪急フレッシュエールが合併
平成20年11月 西宮阪急開業
平成21年2月 株式会社モザイクリアルティ(子会社)を吸収合併
平成21年10月 あまがさき阪神開業
平成22年8月 四条河原町阪急閉店
平成22年12月 さんのみや・阪神食品館閉店
平成23年3月 博多阪急開業
平成23年3月 阪急大井町ガーデン(一期)開業(アワーズイン阪急開業、阪急百貨店 大井食品館開業)
平成23年4月 株式取得により株式会社エブリデイ・ドット・コム(現株式会社阪急キッチンエール九州)を子会社化
平成23年9月 株式取得により株式会社家族亭を子会社化
平成23年10月 阪急MEN'S TOKYO開業(有楽町阪急を全面改装)
平成24年3月 神戸阪急閉店
平成24年8月 モザイク銀座阪急退店に伴い閉館
平成24年11月 阪急うめだ本店の建て替え工事が完了し、グランドオープン
スポーツ用品、ベビー・子供服売場の阪急うめだ本店への移設に伴い、阪急百貨店インクス館閉店
平成26年3月 阪急大井町ガーデングランドオープン(アワーズイン阪急ツイン館開業)

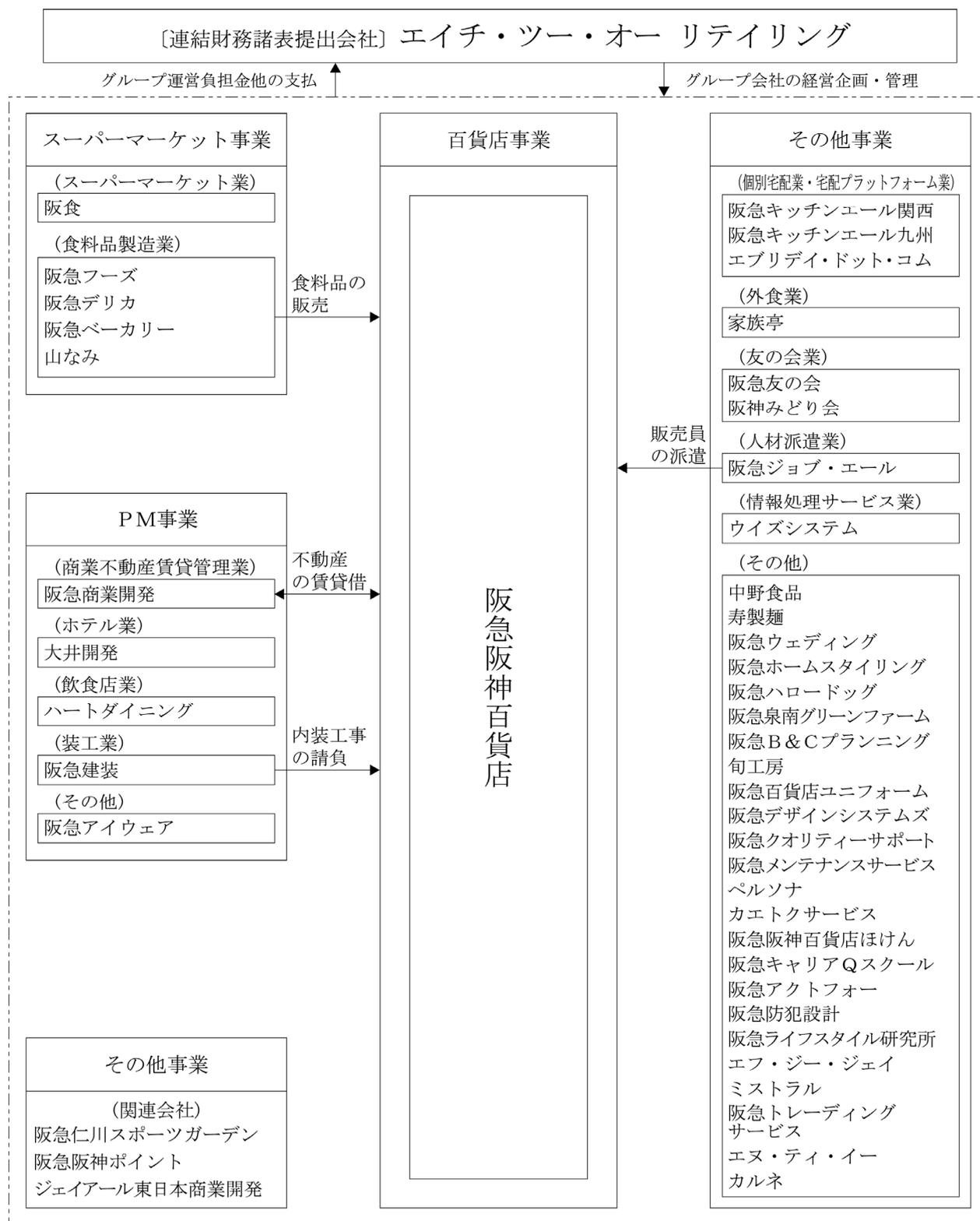
3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社45社及び関連会社4社で構成され、百貨店事業、スーパーマーケット事業及びPM事業などの事業活動を展開しております。

当社グループの事業に関する位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

百貨店事業……………	子会社(株)阪急阪神百貨店が百貨店業を展開しております。
スーパーマーケット事業…	子会社(株)阪食がスーパーマーケット業の展開及び(株)阪急阪神百貨店他の食料品仕入代行業務を行っております。子会社(株)阪急フーズ、子会社(株)阪急デリカ、子会社(株)阪急ベーカリー、子会社(株)山なみが食料品の製造・加工を行い、子会社(株)阪食や子会社(株)阪急阪神百貨店に販売しております。
PM事業……………	子会社(株)大井開発がホテル経営を行っております。子会社(株)阪急商業開発がショッピングセンターの開発を、子会社(株)阪急建装が内装工事の請負を、子会社(株)ハートダイニングが子会社(株)阪急阪神百貨店の店舗における一部の喫茶・レストラン・社員食堂運営をはじめとした飲食店業を行っております。子会社(株)阪急アイウェアが眼鏡・サングラスの製造・販売業を行い、子会社(株)阪急阪神百貨店に商品を販売しております。
その他事業……………	子会社(株)阪急友の会、子会社(株)阪神みどり会が各種サービスの提供を目的とした前払式の商品売上の取次を行っております。また、子会社(株)阪急キッチンエール関西が関西圏、子会社(株)阪急キッチンエール九州が九州圏における個別宅配業をそれぞれ行っております。また、子会社(株)エブリデイ・ドット・コムが宅配プラットフォーム事業を行っております。子会社(株)旬工房が九州圏における惣菜等の宅配業を行っております。子会社(株)阪急ホームスタイリングが家具販売業を行い、子会社(株)阪急阪神百貨店に商品を販売しております。子会社(株)阪急百貨店ユニフォーム(株)が子会社(株)阪急阪神百貨店の店舗において、制服、企業ユニフォームの販売業を行っております。子会社(株)ウイズシステムが情報処理サービス業を行い、当社から情報処理及びシステム開発の一部を受託しております。子会社(株)家族亭が外食業を、子会社(株)中野食品(株)、子会社(株)寿製麺(株)が麺類等の製造販売を行っております。子会社(株)阪急ハロードッグがペット用品の販売・ペットの美容等を、子会社(株)阪急ウェディングが貸衣装業を、子会社(株)阪急クオリティーサポートが食料品・衣料品等の商品検査業務を、子会社(株)阪急アクトフォーが関係会社の総務・人事・経理業務を、子会社(株)阪急阪神百貨店ほけん(株)が保険代理店業を、子会社(株)ペルソナがペルソナカードの会員管理業務を行っております。関連会社ジェイアール東日本商業開発(株)が商業施設の運営・管理業務を行っております。また、当社グループは子会社(株)阪急メンテナンスサービスに店舗の営繕清掃・警備業務を、子会社(株)阪急デザインシステムズに印刷物の製作業務を、子会社(株)阪急ジョブ・エールに販売業務の一部を、子会社(株)阪急キャリアQスクールに販売員教育を委託しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



その他の関係会社

阪急阪神ホールディングス

- (注) 1 阪急阪神ホールディングスの子会社であります阪急電鉄他と当社及び阪急阪神百貨店他との間で不動産の賃貸借を行っております。
- 2 上記に図示した会社の他、非連結子会社が2社あります。
- 3 会社設立に伴いエヌ・ティ・イー及びカルネを、出資に伴いミストラルを、それぞれ連結子会社としております。また、会社清算に伴い阪急デパートメントストアーズヨーロッパ、NT清算準備、阪急キッチンエール東京をそれぞれ連結の範囲から除外しております。会社清算に伴いシネモザイクを持分法適用関連会社の範囲から除外しております。
- 4 平成25年10月1日をもって、阪急製作所は阪急建装に、また阪急オレンジライフは阪急キッチンエール九州にそれぞれ社名変更しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有 〔被所有〕 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱阪急阪神百貨店 (注)3, 5	大阪市北区	200	百貨店事業	100.00	役員の兼任等 7名
㈱阪食 (注)5	〃	100	スーパーマーケ ット事業	100.00	㈱阪急フーズ、㈱阪急デリカ、㈱阪急ベーカリーほ かより食料品の仕入、当社より資金の借入ほか 役員の兼任等 6名
㈱阪急ベーカリー	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急阪神百貨店ほかへの食料品の販売 役員の兼任等 2名
㈱阪急フーズ	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急阪神百貨店、㈱阪食ほかへの食料品の販売 役員の兼任等 2名
㈱阪急デリカ	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急阪神百貨店、㈱阪食ほかへの食料品の販売 役員の兼任等 2名
㈱山なみ	〃	10	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急フーズより食料品の製造・加工業務の受託 役員の兼任等 1名
㈱大井開発	〃	100	PM事業	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 3名
㈱阪急商業開発	〃	50	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店との店舗の賃貸借ほか 役員の兼任等 2名
㈱阪急建装	〃	20	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかより店舗内装工事の請負 役員の兼任等 1名
㈱ハートダイニング	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店での喫茶・飲食店・社員食堂の経 営 役員の兼任等 2名
㈱阪急アイウェア	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店での眼鏡、サングラスの販売 役員の兼任等 3名
㈱阪急友の会	〃	50	その他事業	100.00	㈱阪急阪神百貨店、㈱阪食より手数料収入 役員の兼任等 2名
㈱阪神みどり会	〃	20	〃	100.00 (100.00)	㈱阪急阪神百貨店より手数料収入 役員の兼任等 2名
㈱阪急キッチンエール 関西	〃	10	〃	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 4名
㈱阪急キッチンエール 九州	〃	10	〃	99.09	役員の兼任等 4名
㈱エブリデイ・ドッ ト・コム	〃	10	〃	100.00	当社より資金の借入 役員の兼任等 3名
㈱旬工房	〃	10	〃	100.00	役員の兼任等 3名
㈱家族亭 (注)4	〃	1,465	〃	73.44	㈱阪急阪神百貨店での飲食店の経営 役員の兼任等 5名
㈱阪急ジョブ・エール	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店への人材の派遣、業務の請負 役員の兼任等 3名
中野食品㈱	埼玉県八潮市	146	〃	100.00 (100.00)	当社より資金の借入 役員の兼任等 1名
㈱ウイズシステム	大阪市北区	100	〃	100.00	当社へのソフトウェア企画・開発・設計及び販売 役員の兼任等 4名
㈱阪急ウェディング	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店よりブライダルサロン運営の受託 役員の兼任等 1名
㈱阪急ホーム スタイリング	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店への家具の販売 役員の兼任等 1名
阪急阪神百貨店ほけん ㈱	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかの従業員への保険商品の販売 役員の兼任等 2名
㈱阪急キャリア Qスクール	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店より販売員教育の受託 役員の兼任等 2名
㈱阪急デザイン システムズ	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店への印刷物の製作、販売ほか 役員の兼任等 2名
阪急百貨店 ユニフォーム㈱	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店での学生服・企業ユニフォームの 販売 役員の兼任等 1名
㈱阪急クオリティー サポート	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかより食料品、衣料品等の商品 検査業務の請負 役員の兼任等 1名

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有 〔被所有〕 割合(%)	関係内容
㈱ペルソナ	大阪市北区	20	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店よりカード会員管理業務の受託 役員の兼任等 3名
㈱阪急アクトフォー	〃	10	〃	100.00	当社、子会社各社からの経理業務等の請負 役員の兼任等 2名
㈱阪急メンテナンス サービス	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店ほかの店舗の営繕清掃、施設管理 及び警備業務の請負 役員の兼任等 2名
㈱阪急ハロドッグ	〃	10	〃	100.00	㈱阪急阪神百貨店でペット用品の販売ほか 役員の兼任等 1名
その他11社	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) ジェイアール東日本 商業開発㈱	東京都立川市	1,140	その他事業	15.15	役員の兼任等 1名
その他2社	—	—	—	—	—
(その他の関係会社) 阪急阪神 ホールディングス㈱ (注)4	大阪府池田市	99,474	鉄道事業	1.68 〔23.31 (15.29)〕	子会社の阪急電鉄㈱・阪神電気鉄道㈱他と㈱阪急阪 神百貨店他との間で不動産の賃貸借 役員の兼任等 2名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の(内書)は間接所有であります。
3 特定子会社に該当しております。
4 有価証券報告書を提出しております。
5 ㈱阪急阪神百貨店及び㈱阪食については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	㈱阪急阪神百貨店	㈱阪食
(1) 売上高	427,732百万円	98,705百万円
(2) 経常利益	13,039百万円	1,532百万円
(3) 当期純利益	5,585百万円	398百万円
(4) 純資産額	71,879百万円	25,135百万円
(5) 総資産額	147,083百万円	46,300百万円

- 6 住所は、登記上の本店所在地によっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店事業	3,078 (1,907)
スーパーマーケット事業	995 (4,345)
PM事業	126 (516)
その他事業	1,217 (2,280)
合計	5,416 (9,048)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、他社への出向者を除き、受入出向者、執行役員を含んでおります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数の年間平均人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
59 (4)	45.6	23.3	8,991

セグメントの名称	従業員数(名)
その他事業	59 (4)
合計	59 (4)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、全員が(株)阪急阪神百貨店からの出向者であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者数の年間平均人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、阪急阪神百貨店労働組合、阪食労働組合、阪急メンテナンスサービス労働組合、ハートダイニング労働組合、家族亭労働組合、阪急キッチンエール九州労働組合、旬工房ユニオンがあり、この七労組でエイチ・ツー・オー リテイリンググループ労働組合連合会を構成しております。

また、同連合会はU Aゼンセンに加盟しております。

その他、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

《当連結会計年度の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	576,852	109.8
営業利益	17,313	162.3
経常利益	18,160	160.2
当期純利益	295	4.8

当期における当社グループの連結業績は、売上高、営業利益、経常利益におきまして、昭和22年（1947年）の会社設立以来、過去最高を達成いたしました。

百貨店事業では、平成24年11月に建て替えを終えグランドオープンした阪急うめだ本店が、関西ドミナントエリアを中心に圧倒的な品揃えと広域への情報発信強化による集客力アップで順調に売上高を伸ばし、支店におきましても、博多阪急や阪急メンズ東京、西宮阪急など13店舗中7店舗が前年実績を上回りました。消費税増税前の需要もあり、百貨店事業の売上高は、427,266百万円、前期比111.5%となりました。

スーパーマーケット事業では、関西ドミナントエリアの都心部を中心に、当期も新たに5店舗を出店したことに加えて、食品製造子会社の販路拡大も寄与し、売上高は、100,223百万円、前期比107.4%と売上規模を拡大いたしました。

さらに、PM事業やその他事業を加えた連結売上高は、576,852百万円、前期比109.8%となりました。

また、営業利益につきましては、百貨店事業の収益が大幅増になったことにより、17,313百万円、前期比162.3%、経常利益につきましても、18,160百万円、前期比160.2%といずれも前年実績を大きく上回りましたが、当期純利益に関しましては、阪神梅田本店の建て替え工事に伴う店舗建替関連損失等の発生で、11,462百万円を特別損失に計上したため、295百万円、前期比4.8%となりました。

各セグメントの概況は次のとおりです。

①百貨店事業

《百貨店事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	427,266	111.5
セグメント利益（営業利益）	13,246	168.9

当社グループを象徴する中核店舗の阪急、阪神両本店が位置する大阪・梅田エリアは、近年の大型商業施設の新規開業や増床に伴い競合環境はますます激しくなっておりますが、一方でオフィスビルやホテルに加えて、近年タワーマンションの建設も活発化し、都心回帰が鮮明になることで、就業人口や居住人口も増加し、関西エリアにおける圧倒的なマーケット規模となってきました。そのなかで、阪急うめだ本店はエンターテインメント性あふれる劇場型百貨店となることで、一人あたりの滞在時間も大幅に伸び、より一層お客様にゆったりとお買い物を楽しんでいただいております。その結果、他店にはない魅力ある店舗として認知され、売上高を伸ばすことができました。関西ドミナントエリアの顧客だけでなく、広くは中・四国エリアなど国内の広域からの集客にも繋がっております。また、アジアを中心としたインバウンドのお客様にも様々な情報発信を行うことで、多数ご来店いただいております。それらの取り組みが売上高向上に確実に寄与しております。

以上の結果、阪急うめだ本店の売上高は平成24年11月のグランドオープン以降、17ヶ月連続で前年実績を上回るなど好調に推移し、阪急メンズ大阪を含めた阪急本店全体の売上高は、192,214百万円、前期比132.8%となりました。

一方、阪神梅田本店におきましては、梅田エリアの他の大型商業施設との競合や阪急うめだ本店のグランドオープンの影響等により、売上高は、82,413百万円、前期比92.4%となりましたが、両本店を合わせた梅田事業全体の売上高は274,628百万円、前期比117.4%となりました。

次に、支店におきましては、博多阪急が平成24年8月より20ヶ月連続、阪急メンズ東京と阪急百貨店 大井食品館が平成25年5月より11ヶ月連続で前年実績を上回るなど、九州・関東エリアのそれぞれのマーケット動向を踏まえた店舗ごとの商品施策が奏功し、順調に売上高を伸ばした結果、支店合計の売上高は、152,209百万円、前期比102.9%となりました。

以上の結果、百貨店事業の売上高は、427,266百万円、前期比111.5%、営業利益は、13,246百万円、前期比168.9%となりました。

《百貨店事業における店舗別売上高》

店舗名	金額(百万円)	前期比(%)
阪急本店	192,214	132.8
千里阪急	17,390	101.2
堺 北花田阪急	10,123	98.4
川西阪急	17,549	99.1
宝塚阪急	8,690	97.8
西宮阪急	25,116	103.9
三田阪急	1,392	99.8
博多阪急	40,464	108.0
阪急メンズ東京	12,646	110.3
阪急百貨店 大井食品館	4,683	102.8
都筑阪急	5,231	87.4
阪神梅田本店	82,413	92.4
あまがさき阪神	3,818	100.8
阪神・にしのみや	4,539	100.7
阪神・御影	563	98.3

- (注) 1 阪急本店には、阪急うめだ本店の他、阪急メンズ大阪の売上が含まれています。なお、前期比の算出にあたり、前年実績には平成24年11月18日に閉館いたしました阪急百貨店インクス館の売上高が含まれています。また、建て替え工事中であった阪急うめだ本店は、平成24年10月25日に二期棟部分を先行オープン、平成24年11月21日にグランドオープンいたしました。
- 2 都筑阪急は、モザイクモール港北のリニューアルに伴い、平成24年10月3日から5フロア（地下1階～4階）を2フロア（地下1階～1階）の展開に縮小いたしました。
- 3 宝塚阪急は、平成26年3月4日をもって1階部分の営業を終了いたしました。

②スーパーマーケット事業

《スーパーマーケット事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	100,223	107.4
セグメント利益(営業利益)	2,127	117.4

食品スーパーの「阪急オアシス」を運営する株式会社阪食では、上質なライフスタイルを提案する都市型スーパーマーケットの積極的な店舗展開を進めており、当期も5店舗を新たに outlets し、平成26年3月末時点で、71店舗と順調に店舗網の拡大を図ることができました。

具体的には、平成25年4月に阪急オアシス神戸旭通店(神戸市中央区)、9月に石屋川店(神戸市東灘区)、11月に高殿店(大阪市旭区)、12月にくまた店(大阪市東住吉区)、平成26年2月に福島玉川店(大阪市福島区)を出店いたしました。商品面においては、優良な生産者と共同で取り組んだオリジナル商品の開発や、店内加工にこだわった惣菜を充実させるなど、お客様の多様なニーズに対応した品揃えに取り組みました。さらにサービス面においても、既存のスーパーマーケットの店舗オペレーションから進化させたライブ感を演出した販売スタイルで、お客様とのコミュニケーション重視の対面販売を強化するなど、これまでに蓄積してきた様々なノウハウを最大限活用することにより、いずれの店舗も順調なスタートを切ることができました。また既存店舗も年間を通して順調に推移し、全店売上高は前期比107.4%となりました。

食品製造子会社では、株式会社阪急ベーカリーが展開する100円パン事業が順調に事業規模を拡大し、その他の食品製造子会社も堅調に推移しました。以上の結果、スーパーマーケット事業の売上高は、100,223百万円、前期比107.4%、営業利益は、2,127百万円、前期比117.4%となりました。

③PM(プロパティマネジメント)事業

《PM(プロパティマネジメント)事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	12,924	93.9
セグメント利益(営業利益)	1,394	87.5

PM事業の主要子会社である株式会社大井開発では、東京・大井町駅前で運営している複合商業施設「阪急大井町ガーデン」内のビジネスホテル「アワーズイン阪急シングル館」が、客室稼働率95.2%(前期比1.9ポイント増)と引き続き好調に推移したことに加えて、建て替え工事中であった、旅行者にも対応した全室ツインルームのホテル「アワーズイン阪急ツイン館」が本年3月4日に商業施設とともにグランドオープンしたこともあり、売上高、営業利益ともに前年実績を上回りました。

一方、商業施設の運営管理を行う株式会社阪急商業開発では、平成24年8月末に、運営していた商業施設が閉鎖した影響等により、売上高、営業利益ともに前年実績を下回りました。

以上の結果、PM事業全体の売上高は、12,924百万円、前期比93.9%、営業利益は、1,394百万円、前期比87.5%となりました。

④その他事業

《その他事業の業績》

	金額(百万円)	前期比(%)
売上高	36,436	104.9
セグメント利益(営業利益)	3,541	572.4

その他事業におきましては、新規出店等により売上高が拡大したことに加えて、持株会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社において子会社からの受取配当金の増加などにより、その他事業全体の売上高は、36,436百万円、前期比104.9%、営業利益は、3,541百万円、前期比572.4%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当期の「現金及び現金同等物の期末残高」は、35,383百万円（前期末比20,300百万円増）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、33,415百万円の収入（前期比8,882百万円の収入の増加）となりました。これは主に、百貨店事業を中心に、営業利益、経常利益が大幅に増加したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、9,628百万円の支出（前期比14,297百万円の支出の減少）となりました。これは、前期は阪急うめだ本店のグランドオープンなどにより有形固定資産の取得による支出が29,865百万円あったのに対し、当期は9,891百万円と、支出が19,974百万円減少したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,557百万円の支出（前期比135百万円の支出の増加）となり、ほぼ前年並みとなりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績の状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	品名	生産高(百万円)	前期比(%)
スーパーマーケット事業	食料品	15,105	106.4
その他事業	食料品	7,583	102.3
合計		22,688	105.0

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 金額は、販売価格によっております。
3 上記以外のセグメントについては、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当連結会計年度におけるその他事業の受注状況を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
その他事業	7,580	102.3	31	91.1

なお、スーパーマーケット事業(食料品製造業)については、過去の販売実績に基づいて見込生産を行っております。

上記以外のセグメントについては、製造業と業態が異なるため該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績の状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	品名	販売高(百万円)	前期比(%)
百貨店事業	衣料品	135,608	107.6
	身の回り品	78,052	123.5
	家庭用品	14,618	115.4
	食料品	132,128	105.4
	食堂・喫茶	12,068	119.2
	雑貨	50,322	123.7
	サービス・その他	4,933	88.1
	消去	△466	131.6
	計	427,266	111.5
スーパーマーケット事業	スーパーマーケット	98,646	107.5
	食料品製造	6,185	102.9
	消去	△4,608	103.5
	計	100,223	107.4
PM事業	商業不動産賃貸管理	3,515	90.8
	ホテル	3,331	104.6
	装工	5,187	76.1
	飲食店	3,554	101.5
	その他	169	131.1
	消去	△2,833	75.9
	計	12,924	93.9
その他事業	友の会	487	110.9
	個別宅配・宅配プラットフォーム	10,905	92.5
	外食	8,260	98.4
	人材派遣	1,843	119.0
	情報処理サービス	732	88.4
	その他	34,464	119.3
	消去	△20,257	118.1
	計	36,436	104.9
合計		576,852	109.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

昨今の業種・業態を越えた競争の激化、少子高齢化、国内人口の減少という社会環境の変化を踏まえて、当社グループでは、事業基盤を置く関西エリアにおいて、地域内における更なるマーケットシェアの拡大を目指し、社会情勢の変化に柔軟に対応できる自立した企業として成長し続けます。また、グループ全体で中長期的な事業の成長戦略を構築し、業務効率の改善などを含めて収益力の向上を図るなど事業基盤の再整備に取り組んでまいります。

百貨店事業では、既存店舗の建て替え・改装等を実施することにより、常に時代やマーケットに対応した店舗として収益力の強化を図ってまいります。スーパーマーケット事業では、都心回帰等の社会情勢の変化に対応するべく、引き続き都心部への新規出店を積極的に推し進めてまいります。さらに本年6月にイズミヤ株式会社と経営統合したことにより、グループ全体の事業規模の拡大を図り、両社が持つ顧客基盤を活かして他社との競争優位性を構築し、店舗網や食品加工工場、物流網などのインフラを共有することにより、関西エリアにおいて圧倒的な小売事業グループの確立を目指してまいります。

また、日本国内だけではなく、アジアを中心に海外にも様々な形で積極的に事業展開を推し進めて、さらなる成長を図って行きたいと考えております。

将来的には、当社グループが創造するブランドイメージと収益力を最大限に活用して、グループ全体の相乗効果を高めながら、さらなるマーケットシェアの拡大を図ってまいります。

当社グループは、各事業の目標達成を通して、安定的に収益を出せる経営基盤を確立し、厳しい環境の中でも将来にわたり持続的に成長可能な強い企業集団の構築を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。ただし、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境

小売業を取り巻く環境について

今後の国内の小売業を取り巻く環境については、少子高齢化、業態を越えた競争の激化など大きな変化が予想され、これらによって当社グループの業績は、少なからず影響を受けることが予想されます。

(2) 法規制及び法改正

① 大規模小売店舗立地法等の法規制について

当社グループにおける百貨店及びスーパーマーケットの出店については「大規模小売店舗立地法」による規制を受けます。これは売場面積1,000㎡超の店舗を新規出店する場合及び売場面積が1,000㎡超となる既存店舗の増床を行う場合に際し、交通渋滞、騒音、ゴミ対策等について、近隣住民の生活環境を守る立場から都道府県または政令指定都市が審査及び規制を行うものであり、このため当社グループの今後の出店計画はこうした法規制による影響を受ける可能性があります。

このほか、当社グループは、独占禁止、環境・リサイクル、下請法や景品表示法等の消費者保護関連等の法規制を受け、これらによっても影響を受ける可能性があります。

② 税制改正による消費税率の引き上げについて

将来の社会保障の財源を確保するため、消費税率が段階的に引き上げられることが予想されます。これによって個人消費の冷え込みを招き、当社グループの売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

(3) 賃貸借契約の更新拒絶

当社グループにおける店舗・施設の多くが賃借物件であり、建物や土地の所有者等の賃貸人から、賃貸借期間満了により契約の更新を拒絶（定期建物賃貸借契約の場合は、再契約の拒絶）され、店舗等の営業が継続できなくなる可能性があります。

(4) 自然環境・事故

① 冷夏・暖冬等の異常気象について

当社グループの主力商品である衣料品は、ファッション性ととも季節性の高い商品が多く、その売れ行きは気候によりある程度の影響を受けます。従って、冷夏・暖冬等により当社グループの売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

② 自然災害・事故について

自然災害及び事故に対する備えとして、危機管理マニュアルを作成し、従業員等への教育による危機管理意識の啓蒙に努めていますが、地震・洪水・台風及び火事等の不測の災害によって店舗等の事業所が損害を受けた場合、当社グループの業績にマイナスの影響が及ぶ可能性があります。

(5) その他

① 販売商品の安全性について

販売商品の品質管理・衛生管理については、当社グループ内に「品質管理推進委員会」、「食品衛生品質管理推進委員会」を設置し、商品に対する顧客の安心・安全確保を目的とする施策を積極的に推進していますが、BSEや鳥インフルエンザ等の疫病の発生による一般消費者の食品に対する不安感の高まりや、食中毒・健康被害等の事故の発生、販売商品の欠陥による顧客満足・信用の低下により、当社グループの売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

② 顧客情報の管理について

顧客情報の管理については、従来から個人情報管理規程及び管理マニュアルに基づくルールの厳格な運用と従業員教育の徹底を図っており、個人情報保護法の遵守に努めていますが、不測の事故または事件によって顧客情報が外部に流出することになれば、当社グループの信用低下を招き、売上高にマイナスの影響を与える可能性があります。

③ 情報システムについて

当社グループでは、業務の効率化及び高品質なサービスの提供のため、各分野において情報システムを利用していますが、地震・火事・大規模停電・コンピュータウィルス等の不測の事態によって、情報システムの円滑な運用に支障を来した場合、当社グループの業績にマイナスの影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

（当社とイズミヤ株式会社との株式交換契約締結）

当社及びイズミヤ株式会社（以下、「イズミヤ」といいます。）は、平成26年1月31日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、イズミヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、両社が対等の精神に則り経営統合を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換契約は、平成26年3月26日開催の両社の臨時株主総会においてそれぞれ承認され、本株式交換は、平成26年6月1日を効力発生日として実施されました。

本株式交換の目的および概要は、以下のとおりであります。

1. 本株式交換の目的

当社グループは、阪急・阪神百貨店両本店を中心に、百貨店・食品スーパー・個別宅配などの多様な小売事業を展開しながら、阪急・阪神ブランドを活用して、関西マーケットにおけるシェアの拡大を進めております。また、イズミヤは、関西を中心基盤としてGMS（ゼネラルマーチャンドライズストア）とスーパーマーケットの店舗ネットワーク網を構築し、関西における一層のシェア拡大に取り組んでおります。

一方で、両社は、少子高齢化に伴う消費活力の減退、ネット通販の拡大を中心とする購買スタイルの変化等、お客様の消費動向が急速に変化するなか、市場シェアの確保、様々なニーズの変化を確実に捉える商品・売場・販売チャネルのご提供により、お客様からの支持をより強固なものとするのが急務であると認識しております。

今般、両社で今後の成長戦略について真摯に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換による本経営統合を行うことが両社の中長期の企業価値向上にとって最善の選択肢と考えるに至りました。地域社会への貢献という共通の理念を持つ両社が、対等の精神に基づき両社の経営資源を融合させることにより、関西という地域の中で多様な業種業態、取扱商品群を揃えた地域社会になくしてはならない総合小売サービス業グループを構築することを目指してまいります。

2. 本株式交換の概要

(1) 本株式交換の方法

平成26年1月31日に締結した株式交換契約に基づき、平成26年6月1日を株式交換の効力発生日として、イズミヤの株主の有するイズミヤの株式を当社が取得するとともに、イズミヤの株主（当社を除く。）に当社株式を割当交付するものです。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	イズミヤ株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.63

(注) 1. 株式の割当比率

イズミヤの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.63株を割当交付します。

2. 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により交付する株式数53,662,016株のうち、10百万株については当社が保有する自己の普通株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行いたしました。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用頂くことができます。

①単元未満株式の買取り制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増し制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の売渡しを請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるイズミヤの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金銭をお支払いします。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

上記(2)に記載の株式交換比率は、当社はSMBC日興証券株式会社を、イズミヤは株式会社KPMG FASを、それぞれ株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断いたしました。

3. 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の概要

商号 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
本店の所在地 大阪市北区角田町8番7号
代表者の氏名 代表取締役社長 鈴木 篤
資本金の額 17,796百万円
事業の内容 グループ会社の経営企画・管理

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

① 概要

連結売上高は、百貨店事業では、平成24年11月に建て替えを終えグランドオープンした阪急うめだ本店が、関西ドミナントエリアを中心に圧倒的な品揃えと広域への情報発信強化による集客力アップで順調に売上高を伸ばし、支店におきましても、博多阪急や阪急メンズ東京、西宮阪急など13店舗中7店舗が前年実績を上回りました。消費税増税前の需要もあり、百貨店事業の売上高は、427,266百万円、前期比111.5%となりました。

さらに、スーパーマーケット事業では、関西ドミナントエリアの都心部を中心に、当期も新たに5店舗を出店したことに加えて、食品製造子会社の販路拡大も寄与し、売上高は、100,223百万円、前期比107.4%と売上規模を拡大いたしました。

さらに、PM事業やその他事業を加えた連結売上高は、576,852百万円、前期比109.8%となりました。

また、営業利益につきましては、百貨店事業の収益が大幅増になったことにより、17,313百万円、前期比162.3%、経常利益につきましても、18,160百万円、前期比160.2%といずれも前年実績を大きく上回りましたが、当期純利益に関しましては、阪神梅田本店の建て替え工事に伴う店舗建替関連損失等の発生で、11,462百万円を特別損失に計上したため、295百万円、前期比4.8%となりました。

② 売上高

売上高は、576,852百万円（前期比109.8%）となり、前期に比べ51,698百万円増加しました。

百貨店事業においては、阪急うめだ本店はエンターテイメント性あふれる劇場型百貨店として、お客様一人あたりの滞在時間が大幅に伸びるとともに、関西ドミナントエリアの顧客だけでなく、広くは中・四国エリアなど国内の広域からの集客、アジアを中心としたインバウンドのお客様のご来店につながっており、売上高向上に寄与いたしました。以上の結果、阪急うめだ本店の売上高は平成24年11月のグランドオープン以降、17ヶ月連続で前年実績を上回るなど好調に推移し、阪急メンズ大阪を含めた阪急本店全体の売上高は、192,214百万円、前期比132.8%となりました。

一方、阪神梅田本店におきましては、梅田エリアの他の大型商業施設との競合や阪急うめだ本店のグランドオープンの影響等により、売上高は、82,413百万円、前期比92.4%となりましたが、両本店を合わせた梅田事業全体の売上高は274,628百万円、前期比117.4%となりました。

次に、支店におきましては、博多阪急が平成24年8月より20ヶ月連続、阪急メンズ東京と阪急百貨店 大井食品館が平成25年5月より11ヶ月連続で前年実績を上回るなど、九州・関東エリアのそれぞれのマーケット動向を踏まえた店舗ごとの商品施策が奏功し、順調に売上高を伸ばした結果、支店合計の売上高は、152,209百万円、前期比102.9%となりました。

以上の結果、セグメント売上高は427,266百万円（前期比111.5%）となりました。

スーパーマーケット事業においては、「阪急オアシス」を運営する株式会社阪食が5店舗の新規出店を行いました。また、既存店舗についても年間を通して順調に推移し、全店売上高は前期比107.4%となりました。また、株式会社阪急ベーカーリーが100円パン事業の規模拡大を図り、その他の食品製造子会社も堅調に推移したことで、セグメント売上高は100,223百万円（前期比107.4%）となりました。

PM（プロパティマネジメント）事業においては、商業施設の運営管理を行う株式会社阪急商業開発において、モザイク銀座阪急が入居するビルが再開発に伴い平成24年8月末に閉館した影響などで売上高を減少させました。

一方、東京・JR大井町駅前の複合商業施設「阪急大井町ガーデン」内でビジネスホテル「アワーズイン阪急」を運営する株式会社大井開発が、「アワーズイン阪急シングル館」の客室稼働率を95.2%（前期比1.9ポイント増）と引続き上昇させたことや、建て替え工事中であった、旅行客にも対応した全室ツインルームのホテル「アワーズイン阪急ツイン館」が本年3月4日に商業施設とともにグランドオープンしたこともあり、売上高、営業利益ともに前年実績を上回りました。

これらの結果、セグメント売上高は12,924百万円（前期比93.9%）となりました。

その他事業におきましては、新規出店等により売上高が拡大したことに加えて、持株会社であるエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社において子会社からの受取配当金の増加などにより、売上高は36,436百万円、前期比104.9%となりました。

③ 売上総利益

売上総利益は、156,014百万円（前期比109.5%）と前期に比べ13,485百万円増加いたしました。阪急うめだ本店の売上増加などが主な要因です。

④ 販売費及び一般管理費及び営業利益

販売費及び一般管理費は、138,700百万円（前期比105.2%）と前期に比べ6,841百万円増加いたしました。これは主に、阪急うめだ本店の売上増加に伴う費用増などによるものです。

⑤ 営業利益

営業利益は、17,313百万円（前期比162.3%）と前期に比べ6,643百万円増加し、売上高営業利益率は3.0%と（前期実績2.0%）となりました。

⑥ 営業外損益

営業外損益は、847百万円の収益となり、前期に比べ178百万円の収益の増加となりました。これは主に、受取配当金が前期に比べて155百万円増加したためです。

⑦ 経常利益

経常利益は、18,160百万円（前期比160.2%）となり、前期に比べ6,822百万円増加いたしました。

⑧ 特別損益

特別損益は、11,336百万円の損失となり、前期の44百万円の損失から11,291百万円損失が増加いたしました。これは主に、特別利益について、当期は関係会社清算益として126百万円計上したことに対し、前期は受取補償金など特別利益合計が7,159百万円あったため、また、特別損失について、当期は阪神梅田本店の建て替え工事に伴う店舗建替関連損失など合計11,462百万円計上したことに対し、前期は阪急うめだ本店の開業費用など特別損失合計が7,204百万円あったためです。

⑨ 税金等調整前当期純利益

上記の結果、税金等調整前当期純利益は、6,824百万円（前期比60.4%）と、前期に比べ4,469百万円減少いたしました。

⑩ 当期純利益

当期純利益は、295百万円（前期比4.8%）と、前期に比べ5,905百万円減少いたしました。自己資本当期純利益率は0.2%（前期実績は3.5%）、1株当たり当期純利益は1円52銭（前期実績31円94銭）、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は1円52銭（前期実績31円83銭）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

当期末の資産合計は、377,716百万円（前期末比18,392百万円増）となりました。これは主に、現金及び預金が20,266百万円増加したこと、売上高の増加により受取手形及び売掛金が8,026百万円増加したこと、阪神梅田本店の建て替え工事に伴うのれんの減損などにより無形固定資産が9,662百万円減少したことなどによるものです。

また、負債合計は、195,439百万円（前期末比22,537百万円増）となりました。これは主に、売上高の増加に伴う仕入増により買掛金が8,253百万円増加したこと、未払法人税等が1,972百万円増加したこと、賞与引当金が1,589百万円増加したこと、「退職給付に関する会計基準」の適用により、退職給付に係る負債が前期末の退職給付引当金と比較して5,660百万円増加したことによるものです。

純資産合計は、182,277百万円（前期末比4,144百万円減）となりました。これは主に、「退職給付に関する会計基準」の適用により、退職給付に係る調整累計額を△4,128百万円計上したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当期の「現金及び現金同等物の期末残高」は、35,383百万円（前期末比20,300百万円増）となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、33,415百万円の収入（前期比8,882百万円の収入の増加）となりました。これは主に、百貨店事業を中心に、営業利益、経常利益が大幅に増加したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、9,628百万円の支出（前期比14,297百万円の支出の減少）となりました。これは、前期は阪急うめだ本店のグランドオープンなどにより有形固定資産の取得による支出が29,865百万円あったのに対し、当期は9,891百万円と、支出が19,974百万円減少したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,557百万円の支出（前期比135百万円の支出の増加）となり、ほぼ前年並みとなりました。

当社グループのインタレスト・カバレッジ・レシオ（営業活動によるキャッシュ・フロー／利息の支払額）は67.0倍（前期は55.9倍）、キャッシュ・フロー対有利子負債比率（有利子負債／営業活動によるキャッシュ・フロー）は1.2倍（前期は1.7倍）となり、それぞれ前期より改善いたしました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、百貨店事業における阪急うめだ本店の建て替え工事及び売場改装、スーパーマーケット事業における新規出店及び売場改装を中心に行った結果、総額で13,532百万円（有形固定資産の他、無形固定資産を含む）となりました。

セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 百貨店事業

阪急百貨店、阪神百貨店の本支店へのLED照明導入工事などのほか、宝塚阪急など各店舗において、それぞれの店舗の状況に即した売場改装のための投資を行いました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は1,457百万円であります。

(2) スーパーマーケット事業

㈱阪食において、スーパーマーケットの新規出店と既存店の売場改装のための投資を行いました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は5,281百万円であります。

(3) PM事業

㈱大井開発において、阪急大井町ガーデングランドオープンのための投資を行いました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は4,260百万円であります。

(4) その他事業

エイチ・ツー・オー リテイリング㈱において、システム投資などを行ったほか、㈱家族亭において、店舗改装のための投資を行いました。

当連結会計年度における当該セグメントの設備投資額は2,562百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資総額は、上記(1)～(4)の合計に加え、セグメント間取引消去である調整額△29百万円が反映されております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
千里阪急(大阪府豊中市)	百貨店事業	店舗	1,053	—	267 (4,420)	35	1,356	98 [86]
川西阪急(兵庫県川西市)	百貨店事業	店舗	876	—	5,500 (6,042)	78	6,455	93 [119]
十三商品センター (大阪府淀川区)	百貨店事業	配送場	637	—	1,412 (6,065)	4	2,054	0 [3]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。
 2 上記中〔外書〕は、臨時従業員数であります。
 3 上記の資産は、主に㈱阪急阪神百貨店に賃貸しているものであります。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱阪急阪神 百貨店	阪急本店 (大阪市北区)	百貨店事業	店舗	22,785	166	—	2,874	25,825	707 [280]
	阪神梅田本店 (大阪市北区)	百貨店事業	店舗	—	—	—	—	—	540 [154]
	千里阪急 (大阪府豊中市)	百貨店事業	店舗	678	4	—	653	1,336	98 [86]
	堺 北花田阪急 (堺市北区)	百貨店事業	店舗	388	3	—	6	398	47 [179]
	川西阪急 (兵庫県川西市)	百貨店事業	店舗	410	4	—	64	479	93 [119]
	西宮阪急 (兵庫県西宮市)	百貨店事業	店舗	2,666	26	—	76	2,769	185 [91]
	阪急メンズ東京 (東京都千代田区)	百貨店事業	店舗	1,457	10	—	111	1,580	60 [23]
	阪急百貨店 大井食品館 (東京都品川区)	百貨店事業	店舗	552	2	—	45	600	21 [4]
	博多阪急 (福岡市博多区)	百貨店事業	店舗	4,865	51	—	453	5,370	138 [206]
㈱阪食	えるむプラザ店 (兵庫県三田市)	スーパー マーケット事業	店舗	128	34	1,216 (10,050)	30	1,410	20 [94]
	豊中駅前店 (大阪府豊中市)	スーパー マーケット事業	店舗	1,694	4	890 (699)	21	2,610	18 [107]
	箕面店 (大阪府箕面市)	スーパー マーケット事業	店舗	447	0	1,811 (6,745)	21	2,281	15 [87]
㈱大井開発	アワーズイン 阪急 (東京都品川区)	PM事業	ホテル他	15,242	22	4,826 (9,856)	379	20,470	12 [79]
㈱阪急 商業開発	モザイクモール 港北 (横浜市都筑区)	PM事業	ショッピング センター	2,178	32	1,140 (2,900)	117	3,469	13 [7]
中野食品㈱	本社工場 (埼玉県八潮市)	その他事業	工場	1,029	408	510 (7,268)	50	1,998	167 [350]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定を含んでおりません。
 2 上記中〔外書〕は、臨時従業員数であります。
 3 阪神梅田本店につきましては、建て替え工事のスケジュールが確定したことに伴い、当連結会計年度に固定資産の減損損失を認識しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

上記の他、主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

平成26年3月31日現在

会社名	事業所名	セグメントの名称	賃借先	賃借物件	面積(m ²)
㈱阪急阪神百貨店	阪急本店	百貨店事業	阪急電鉄㈱ 阪急不動産㈱	店舗用建物	144,262
			阪急不動産㈱ 東宝㈱	〃	17,676
	阪神梅田本店	百貨店事業	阪神電気鉄道㈱	〃	98,233
	阪急メンズ東京	百貨店事業	東宝㈱	〃	18,099
	宝塚阪急	百貨店事業	阪急電鉄㈱	〃	6,826
			阪急バス㈱	〃	354
			ソリオ宝塚都市開発㈱	〃	1,713
	西宮阪急	百貨店事業	阪急電鉄㈱	〃	38,643
博多阪急	百貨店事業	博多ターミナルビル㈱	〃	54,710	
あまがさき阪神	百貨店事業	東急不動産㈱	〃	6,549	
㈱阪急商業開発	モザイクモール港北	PM事業	第一共同開発㈱	店舗用建物他	105,907

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、長期事業計画「GP24計画」に基づき、関西圏でのマーケットシェアの拡大を図るため、百貨店、食品スーパー、個別宅配を中心とした小売事業に集中的に行う計画であります。

当連結会計年度後1年間の設備投資は、百貨店事業においては阪神梅田本店建て替え準備工事をはじめとする既存店舗の建て替え・改装工事など、スーパーマーケット事業及びイズミヤ㈱においては新規出店及び既存店の改装など、総額21,591百万円を計画しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額	既支払額			
㈱阪急阪神百貨店	本支店 (大阪市北区他)	百貨店事業	店舗建替、 売場改装他	6,039	—	自己資金及 び借入金等	平成26年 4月	平成27年 3月
㈱阪食	各店舗	スーパーマーケ ット事業	新規出店、 売場改装他	5,890	—	自己資金及 び借入金等	平成26年 4月	平成27年 3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	206,740,777	250,402,793	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。単元 株式数は1,000株であります。
計	206,740,777	250,402,793	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2009年3月発行新株予約権

(株式報酬型ストックオプション)

平成21年1月30日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストックオプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	83(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	83,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～ 平成51年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 494 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急神戸百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2038年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年4月1日から2039年3月31日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2010年3月発行新株予約権

(株式報酬型ストックオプション)

平成22年1月28日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストックオプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	144(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	144,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～ 平成52年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 569 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2039年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年4月1日から2040年3月31日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2011年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成23年2月24日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストックオプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	193(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	193,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日～ 平成53年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 493 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。

また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。

- 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2040年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年4月1日から2041年3月31日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2012年2月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成24年1月26日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストックオプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	199(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	199,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年3月1日～ 平成54年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 551 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。
また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。
- 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2041年2月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年3月1日から2042年2月28日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2013年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成25年1月31日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストックオプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	198(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	198,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日～ 平成55年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 967 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。
また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。
- 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2042年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年4月1日から2043年3月31日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2014年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成26年1月31日の取締役会決議に基づいて株式報酬型ストックオプションを付与するために発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	202(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	202,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～ 平成56年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 784 資本組入額 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とします。
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとします。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用します。
また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告します。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとします。
- 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 3 (1) 新株予約権者は、上記新株予約権の行使期間の期間内において、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができます。

- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、下記(注)4に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとします。
- ①新株予約権者が2043年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年4月1日から2044年3月31日まで
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2に準じて決定します。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年10月1日 (注) 1	19,052,476	206,740,777	—	17,796	19,608	37,172
平成26年6月1日 (注) 2	43,662,016	250,402,793	—	17,796	35,322	72,495

(注) 1 株式交換(交換比率 当社1: (㈱阪神百貨店1)実施に伴う新株発行による増加であります。

2 株式交換(交換比率 当社1: イズミヤ(㈱0.63)実施に伴う新株発行による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	45	26	184	215	1	11,287	11,758	—
所有株式数 (単元)	—	38,084	2,232	75,988	41,414	1	47,766	205,485	1,255,777
所有株式数 の割合(%)	—	18.53	1.09	36.98	20.15	0.00	23.25	100.00	—

(注) 1 自己株式12,584,542株は「個人その他」に12,584単元及び「単元未満株式の状況」に542株含めて記載しております。なお、自己株式12,584,542株は平成26年3月31日現在の実保有株式数と同一であります。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、2単元含まれております。

3 平成26年6月24日開催の第95期定時株主総会決議により、平成26年9月1日付けで1単元の株式数は1,000株から100株となります。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
阪神電気鉄道(株)	大阪市福島区海老江1丁目1番24号	29,498	14.27
(株)高島屋	東京都中央区日本橋2丁目4番1号	20,675	10.00
阪急阪神ホールディングス(株)	大阪府池田市栄町1番1号	15,473	7.48
NORTHERN TRUST CO. (A VFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上 海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	7,259	3.51
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,045	3.41
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,168	2.98
ピクテアンドシーヨーロッパエスエー (常任代理人 (株)三井住友銀行)	15A, AVENUE J.F. KENEDY L-1855 LUXEMBOURG (東京都千代田区大手町1丁目2番3号)	4,001	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,850	1.38
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,565	1.24
ステート ストリート バンク アンド ト ラスト カンパニー (常任代理人 (株) みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	2,163	1.05
計	—	97,699	47.26

(注) 1 上記のほか当社所有の自己株式12,584千株(6.09%)があります。

2 三井住友信託銀行(株)及び同社グループ2社から平成25年6月6日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成25年5月31日現在において同社グループ3社が保有する当社株式は6,964,000株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.37%)である旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有状況の確認が完全にはできないため、上記大株主の状況には含めておりません。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,584,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 192,901,000	192,901	同上
単元未満株式	普通株式 1,255,777	—	同上
発行済株式総数	206,740,777	—	—
総株主の議決権	—	192,901	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権の数2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式542株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	大阪市北区角田町8番7号	12,584,000	—	12,584,000	6.09
計	—	12,584,000	—	12,584,000	6.09

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、当社及び当社子会社の株式会社阪急阪神百貨店の取締役（社外取締役除く）及び執行役員の中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、平成20年5月13日開催の取締役会において年功的・固定的要素の強い役員退職慰労金制度を廃止し、これに代えて当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与することを決議しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2009年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成21年1月30日開催の取締役会において平成20年度（2008年度）における株式報酬型ストックオプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成21年1月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員6名 並びに子会社(株)阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2010年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成22年1月28日開催の取締役会において平成21年度（2009年度）における株式報酬型ストックオプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成22年1月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員7名 並びに子会社(株)阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2011年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成23年2月24日開催の取締役会において平成22年度（2010年度）における株式報酬型ストックオプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成23年2月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2012年2月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成24年1月26日開催の取締役会において平成23年度（2011年度）における株式報酬型ストックオプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成24年1月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）及び執行役員7名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2013年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成25年1月31日開催の取締役会において平成24年度（2012年度）における株式報酬型ストックオプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成25年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社2014年3月発行新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

平成26年1月31日開催の取締役会において平成25年度（2013年度）における株式報酬型ストックオプションを付与するために、新株予約権の割当てに関して決議いたしました。

決議年月日	平成26年1月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役（社外取締役除く）6名 並びに子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	25,883	22,578,514
当期間における取得自己株式	681	521,768

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式(注) 1	—	—	10,000,000	123,200,000
その他(注) 2	24,756	13,712,876	188	142,316
保有自己株式数(注) 3	12,584,542	—	2,585,035	—

(注) 1 平成26年6月1日を効力発生日とする当社とイズミヤ㈱との株式交換により、交付したものであります。

2 当事業年度の内訳は、ストックオプションの行使による処分(株式数24,000株、処分価額の総額13,130,000円)及び単元未満株式の買増し請求による処分(株式数756株、処分価額の総額582,876円)であります。当期間の内訳は、全て単元未満株式の買増し請求による処分であります。

3 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増し、ストックオプションの権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、事業年度ごとの業績及び適正な財務体質の維持と成長投資のための内部留保を勘案しながら、株主への安定的な利益還元を行うことを利益配分の基本方針とし、中間配当・期末配当を合わせて1株当たり年間12円50銭の配当を継続してきました。今後は、安定的に配当することを基本にしながら、業績との連動を強めていきたいと考えています。

なお、当期の1株当たり年間配当額については、12円50銭としますが、次期につきましては、本年9月に株式併合を行う予定となっており、1株あたり年間25円の配当をを予定しています。配当の時期につきましては、中間配当を11月、期末配当を6月に、それぞれ予定しています。また、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成25年10月29日 取締役会決議	1,213	6.25
平成26年5月9日 取締役会決議	1,213	6.25

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	725	679	719	1,028	1,140
最低(円)	500	422	517	629	687

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	836	869	855	915	834	846
最低(円)	754	803	790	821	687	736

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役会長 兼CEO		梶岡 俊一	昭和15年4月1日生	昭和39年4月 当社入社 昭和60年9月 当社マーチャンダイジング推進部 勤務部長 平成6年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社代表取締役社長 平成17年4月 当社代表取締役会長 平成19年10月 当社代表取締役会長兼CEO(現 任)	(注)3	96
代表取締役 取締役社長	事業創造本部 担当	鈴木 篤	昭和31年4月5日生	昭和55年4月 当社入社 平成12年10月 当社SC事業部統括部長 平成15年4月 株式会社阪急ショッピングセン ター開発(現株式会社阪急商業開 発)代表取締役専務執行役員 当社執行役員 平成18年4月 当社取締役 平成26年3月 当社取締役 平成26年4月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	19
代表取締役	百貨店事業担当	荒木 直也	昭和32年5月14日生	昭和56年4月 当社入社 平成15年4月 当社郊外店舗開発室長 平成16年4月 当社執行役員 平成24年3月 株式会社阪急阪神百貨店代表取締 役社長(現任) 平成24年6月 当社代表取締役(現任)	(注)3	15
代表取締役	イズミヤ 事業担当	四條 晴也	昭和33年8月15日生	昭和56年3月 イズミヤ株式会社入社 平成17年5月 同社取締役 平成20年2月 同社常務取締役執行役員 平成21年2月 同社常務取締役常務執行役員 平成23年5月 同社専務取締役専務執行役員 平成26年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成26年6月 当社代表取締役(現任)	(注)3	11
取締役		藤 洋 作	昭和12年9月14日生	昭和35年4月 関西電力株式会社入社 平成5年6月 同社取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成17年6月 関西電力株式会社取締役 平成18年6月 同社取締役相談役 平成19年6月 同社相談役 平成24年7月 同社顧問(現任)	(注)3	26
取締役		角 和 夫	昭和24年4月19日生	昭和48年4月 阪急電鉄株式会社(現 阪急阪神ホ ールディングス株式会社)入社 平成12年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成19年10月 当社取締役(現任)	(注)3	28
取締役	スーパー マーケット 事業担当	千野 和 利	昭和23年10月4日生	昭和47年4月 当社入社 平成6年10月 株式会社神戸阪急次長(当社部長 待遇) 平成11年6月 当社取締役 平成13年4月 株式会社阪急オアシス代表取締役 社長 平成14年6月 当社顧問 平成16年4月 当社常務執行役員 平成16年6月 当社取締役常務執行役員 平成18年4月 当社取締役(現任) 平成18年9月 株式会社阪食代表取締役社長 平成26年4月 同社代表取締役会長(現任)	(注)3	53
取締役		内 山 啓 治	昭和25年8月2日生	昭和48年4月 当社入社 平成7年10月 当社営業推進部統括マネージャー 平成12年10月 当社本店事業運営部顧客政策・企 画グループ長兼顧客政策部長 平成13年4月 当社川西阪急店長 平成14年4月 当社執行役員 平成19年5月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役(現任)	(注)3	38

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		和田 裕	昭和35年8月30日生	昭和59年4月 イズミヤ株式会社入社 平成20年2月 同社執行役員 平成23年5月 同社取締役上席執行役員 平成26年3月 同社常務取締役常務執行役員 平成26年5月 同社取締役常務執行役員(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注)3	405
取締役 常務執行役員	経営企画室長・ 財務室・システ ム企画室・統合 推進室担当	森 忠 嗣	昭和38年9月22日生	昭和62年4月 当社入社 平成16年4月 当社経営政策室長 平成18年4月 当社執行役員 平成18年6月 当社取締役執行役員 平成24年3月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	8
取締役 常務執行役員	総務室長	林 克 弘	昭和33年1月20日生	昭和57年4月 当社入社 平成14年4月 当社広報室長 平成16年4月 当社販売促進部統括部長 平成17年4月 当社コンプライアンス室長 平成19年4月 当社総務室長 平成21年6月 当社取締役執行役員 平成26年4月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	12
取締役	統合推進室長	黒 松 弘 育	昭和33年7月30日生	昭和57年4月 イズミヤ株式会社入社 平成20年2月 同社執行役員 平成25年5月 同社取締役上席執行役員 平成26年5月 同社取締役(現任) 平成26年6月 当社取締役執行役員(現任)	(注)3	1
常勤 監査役		小 西 敏 允	昭和19年4月17日生	昭和42年4月 当社入社 昭和63年9月 当社経理部長 平成9年6月 江坂運輸株式会社代表取締役社長 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 阪急食品工業株式会社代表取締役 社長 平成14年6月 当社顧問 平成16年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	24
監査役		高 井 英 幸	昭和16年2月24日生	昭和39年4月 東宝株式会社入社 平成5年5月 同社取締役 平成10年5月 同社常務取締役 平成12年5月 同社専務取締役 平成14年5月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成23年5月 東宝株式会社相談役(現任)	(注)5	4
監査役		高 村 順 久	昭和19年9月23日生	昭和46年4月 大阪弁護士会弁護士登録 平成10年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士 連合会理事 平成20年6月 当社監査役(現任)	(注)4	5
監査役		室 町 正 志	昭和25年4月10日生	昭和50年4月 株式会社東芝入社 平成16年6月 同社執行役員常務 平成17年6月 同社執行役員上席常務 平成18年6月 同社執行役員専務 平成20年6月 同社取締役、代表執行役員副社長 平成24年6月 同社常任顧問 平成24年6月 当社監査役(現任) 平成25年6月 株式会社東芝取締役(現任)	(注)4	2
計						750

- (注) 1 取締役 藤 洋作氏は、社外取締役であります。
2 監査役 高井英幸、高村順久、室町正志の各氏は、社外監査役であります。
3 平成26年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
4 平成24年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5 平成25年6月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

ア. 企業統治の体制の概要と採用理由

エイチ・ツー・オー リテイリンググループでは、持株会社である当社がグループ全体の経営企画及び管理・監督機能を担い、グループ会社において適法・適正で、迅速かつ効率的な事業を推進するためのガバナンス体制を構築することにより、企業価値の向上を目指しております。

当社は、監査役設置制度を採用し、独立性の高い複数の社外役員(取締役及び監査役)を選任するとともに、監査役機能を強化することで、持株会社として、グループ各社における業務執行に対する管理・監督機能の充実に図っております。

取締役会、監査役会の状況は次のとおりであります。

(取締役会)

取締役12名で構成し、独立性の高い企業経営経験者の社外取締役を1名選任しております。

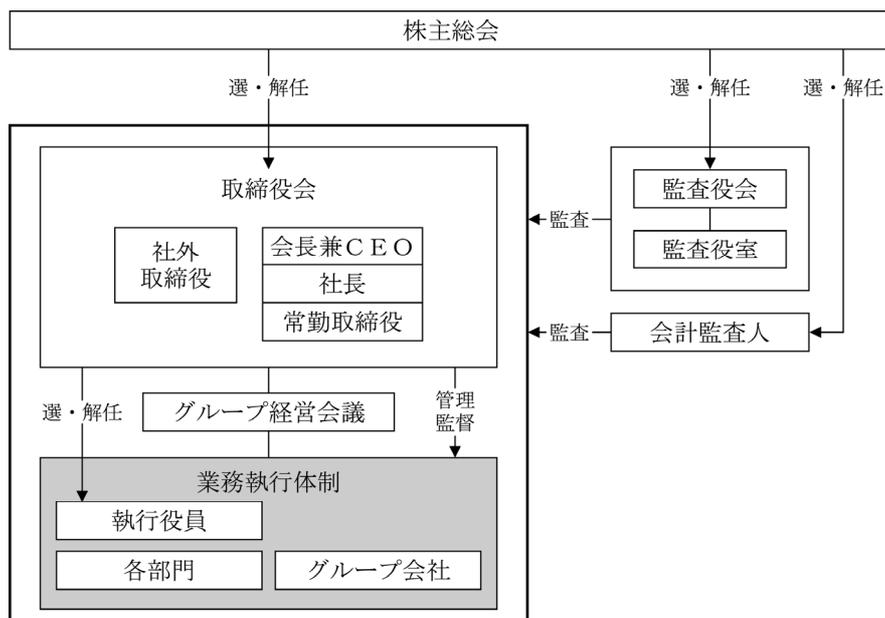
(監査役会)

監査役4名で構成し、独立性の高い企業経営経験者、法律の専門家を含め社外監査役を3名選任しております。

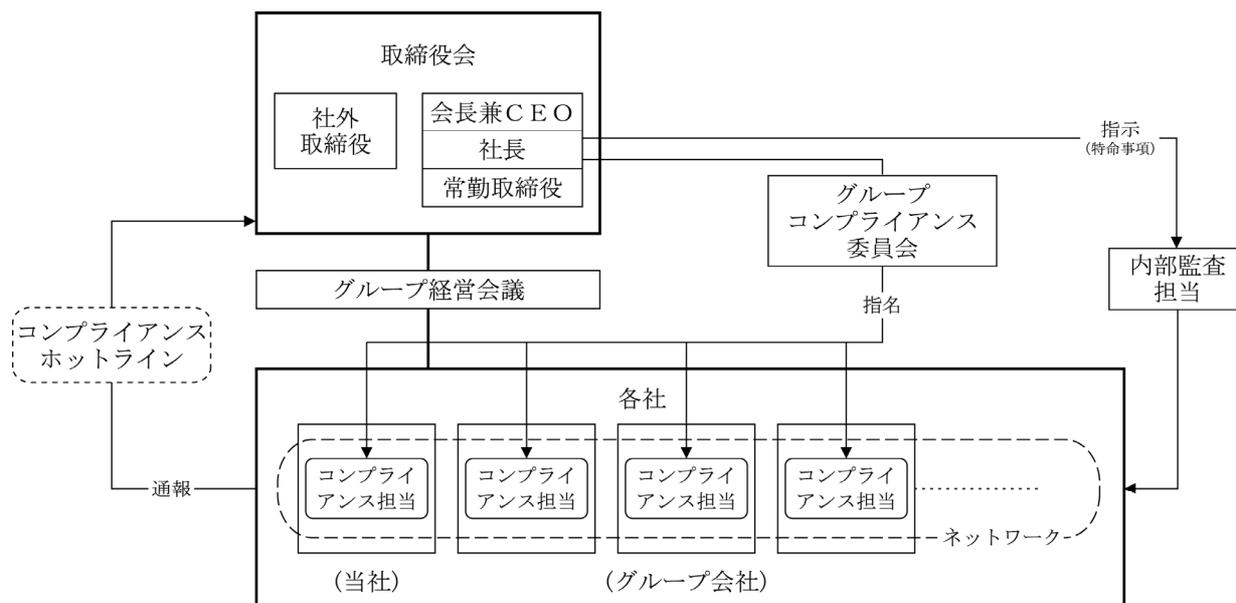
また、当社グループの経営上の迅速な意思決定と効率的な管理のため、取締役会の前置機関として「グループ経営会議」を設置し、グループ各社における重要事項について決定を行っております。そして、当社を含めたグループ各社においては、執行役員制度の導入により業務執行責任を明確にし、執行役員の業務執行を各社の取締役及び取締役会が管理・監督する体制を採っております。

そして、取締役及び取締役会並びに執行役員の業務の執行状況を監査役及び監査役会が監査しております。

なお、取締役及び執行役員の責任の明確化を図るため、任期を1年としております。



イ. 「内部統制システム」及び「リスク管理体制」の整備の状況



A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

《コンプライアンス》

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H20リテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役及び社外監査役を選任します。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社グループ各社におけるコンプライアンス推進の責任者として各社の社長（当社・株式会社阪急阪神百貨店・イズミヤ株式会社・株式会社阪食は総務担当役員）をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

また、内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

《財務報告の信頼性を確保するための体制の整備》

当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施します。

《反社会的勢力の排除に向けた体制の整備》

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H20リテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備します。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

《リスク管理体制》

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「グループコンプライアンス委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びにグループ各社が事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、グループ全社のリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備します。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の管理監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社並びに当社グループの経営上の意思決定を効率的に行うための機関として「グループ経営会議」を設置します。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及び「グループ経営会議」において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正します。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にします。

E. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画、営業政策、その他の重要な業務執行については、「グループ経営会議」の事前承認を要するものとし、グループとして重要な事項については、あわせて取締役会に付議または報告を行います。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象とします。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の要請に基づき、監査役の職務を補助する監査役スタッフを選任します。また、監査役スタッフは、取締役の指揮命令に服さないものとします。

G. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役、監査役と各スタッフとの会合、グループ監査役会の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査役の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行うとともに、監査役の要請に基づき、子会社の監査役として専任の担当者を任命します。

② 内部監査・監査役監査及び会計監査の状況

当社の監査役は4名で、3名が社外監査役、1名が常勤監査役であります。社外監査役には、企業経営経験者や法務等専門的知見を有する者が就任するとともに常勤監査役には、約30年にわたって当社の経理業務に携わり、経理部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した社内出身者が就任しております。また、監査役室に監査役スタッフ(7名)を置き、監査役監査の充実を図っております。

当連結会計年度における内部監査については、内部監査担当(4名)・J-SOX担当(3名)を置き、定期的なヒアリング調査に加え、継続的に実地監査を実施し、業務の改善提案を行うことや財務報告に係る内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の評価を行うことなどで監査機能の強化に努めております。

当連結会計年度における監査役監査については、監査計画等に従い取締役会、代表取締役との定例会合には監査役が出席し、社外監査役は豊富な経営経験や弁護士としての専門的立場から、適宜、意見、質問等の発言を行っております。また、「グループ経営会議」(原則月1回開催)、「830連絡会議」(原則週1回開催)、「グループコンプライアンス委員会」(随時開催)には常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べているほか、重要案件に関する決裁書及び議事録の閲覧や内部統制部門(財務室、総務室、システム企画室等)から業務執行状況の直接聴取を行っております。子会社監査については中核会社である株式会社阪急阪神百貨店の監査役に常勤監査役が、その他の子会社の監査役には、監査役スタッフが専任の監査役として就任して監査態勢を充実するとともに、往査を中心とした現場に密着したモニタリングや四半期毎にグループ監査役会を開催し監査計画の進捗を確認するなどで実効的な監査の実施に努めております。

内部監査との連携については、常勤監査役が期初に業務監査を中心とした監査計画を確認し、随時監査計画の進捗及び調査結果の報告を受け、意見交換を行うことにより監査機能の強化に努めております。

また、会計監査については有限責任 あずさ監査法人を選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士は新田東平氏、河崎雄亮氏、紀平聡志氏の3名、会計監査業務に係る補助者は公認会計士17名、その他14名であります。監査計画策定にあたっては重点監査項目の擦り合わせを行うほか、原則月1回常勤監査役が監査結果の報告を受け、監査役会では監査計画の進捗について相互に確認を行うことにより緊密な連携を行っております。

なお、監査役会では常勤監査役より、監査の状況が詳細に報告、説明されるとともに経営課題についての議論を通じて共通の監査意見が形成されております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

ア. 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役藤洋作氏は、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点からの経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがあると取引所が掲げる事由のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定しております。なお、社外取締役藤洋作氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、藤氏は関西電力株式会社顧問、株式会社原子力安全システム研究所代表取締役社長、住友生命保険相互会社社外取締役、一般財団法人省エネルギーセンター会長(代表理事)であります。いずれの会社も当社との間に開示すべき特別な利害関係はありません。

社外監査役高井英幸氏は、阪急阪神東宝グループの中核企業である東宝株式会社の代表取締役経験者として、特に阪急阪神東宝グループ全体の視点からの経営の監督とチェック機能に期待し、社外監査役として選任しております。なお、高井氏は、現在、東宝株式会社の相談役であります。当社は、東宝株式会社の発行済株式総数の7.2%を保有しており、東宝株式会社は、当社子会社株式会社阪急阪神百貨店との間で、不動産の賃貸借等の取引関係があります。また、高井氏は平成24年4月まで株式会社東京楽天地社外取締役でありました。当社は、株式会社東京楽天地の発行済株式総数の0.08%を保有しております。

社外監査役高村順久氏は弁護士としての高い見識に基づく視点からの経営の監督とチェック機能に期待し、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがあると取引所が掲げる事由のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定しております。なお、社外監査役高村順久氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、また、当社との間に特別な利害関係のある他の会社等との兼職状況もありません。

社外監査役室町正志氏は、企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点からの経営の監督とチェック機能に期待し、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがあると取引所が掲げる事由のいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断されることから、独立役員として指定しております。なお、社外監査役室町正志氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、室町氏は株式会社東芝取締役であります。同社と当社との間に開示すべき特別な利害関係はありません。

なお、各社外取締役及び社外監査役の所有当社株式数につきましては、5「役員の状況」をご覧ください。

社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針につきましては、当社独自の基準等は設けておりませんが、会社法上の要件に加え、金融商品取引所の社外役員・独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にし、各分野での経験と見識に基づく視点からの経営の監督とチェック機能を期待して選任しております。

イ. 社外取締役及び社外監査役の当事業年度における主な活動状況等

役員区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	藤 洋作	当事業年度開催の取締役会6回(書面決議を除く)の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	高井 英幸	当事業年度開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	高村 順久	当事業年度開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的立場から、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。
監査役	室町 正志	当事業年度開催の取締役会6回(書面決議を除く)及び監査役会8回の全てに出席し、豊富な経営経験を踏まえて、適宜、議案に関する意見、質問等の発言を行っております。

④ 役員報酬等

ア. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	277	178	56	42	9
監査役 (社外監査役を除く)	25	25	—	—	1
社外役員	29	29	—	—	4

イ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬につきましては、短期及び中長期的な業績向上に対するインセンティブを高めることができる報酬体系とすることを基本方針としております。この方針に基づき、役員報酬は、役位に対して支給される業績に直接連動しない月例の基本報酬と、単年度の業績等を反映した年次賞与、株価に連動する株式報酬型ストックオプションから構成しております。ただし、社外取締役を含む非常勤取締役の報酬については、その求められる役割に鑑み、決定しております。

また、監査役の報酬については、その役割に鑑み月例報酬のみで構成し、取締役の報酬額も勘案し、監査役の協議によって決定しております。

なお、株主総会決議に基づく報酬額限度額は、次のとおりです。

1. 基本報酬は、第69期定時株主総会(昭和63年6月29日開催)において、全取締役は月額2千6百万円以内、全監査役は月額4百万円以内と決議しております。
2. 賞与は、株主総会において毎回決議しております。
3. 株式報酬型ストックオプションは、第89期定時株主総会(平成20年6月24日開催)において、上記1の月額報酬額とは別枠で、取締役(社外取締役除く)に対する報酬額を年額1億2千万円以内と決議しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役、社外監査役及び会計監査人と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める限度額であります。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役並びに監査役がその職務を遂行するにあたり、萎縮することなくその責務を果たし、また、見識・経験ともに豊かな社外取締役並びに社外監査役を今後とも招聘できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)並びに監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営状況に即応した配当政策の実施を可能とするため剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議事項の審議を円滑に行うことが可能となるよう、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑪ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるエイチ・ツー・オー リテイリング(株)については以下のとおりであります。

ア. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 53 銘柄
 貸借対照表計上額 73,776 百万円

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)高島屋	33,083,000	30,965	業務提携による両社の関係強化のため
東宝(株)	13,664,280	26,781	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
三菱倉庫(株)	1,109,000	1,936	事業運営上の関係強化のため
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	2,949,110	1,645	財務政策上の理由により保有
(株)梅の花	3,745	702	業務提携による両社の関係強化のため
(株)ワコールホールディングス	534,000	540	事業運営上の関係強化のため
アサヒグループホールディングス(株)	217,000	488	事業運営上の関係強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	117,168	442	財務政策上の理由により保有
(株)T & Dホールディングス	308,800	350	財務政策上の理由により保有
(株)大和証券グループ本社	504,998	331	財務政策上の理由により保有
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	248,719	110	財務政策上の理由により保有
(株)オンワードホールディングス	90,942.04	76	事業運営上の関係強化のため
朝日放送(株)	90,000	75	事業活動の円滑な遂行のため
(株)アプラスフィナンシャル	294,368	51	事業運営上の関係強化のため
東洋製罐(株)	33,000	43	事業活動の円滑な遂行のため
東京海上ホールディングス(株)	12,600	33	財務政策上の理由により保有
(株)東京楽天地	55,000	24	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
東京テアトル(株)	50,000	9	事業活動の円滑な遂行のため
小林製薬(株)	900	4	事業運営上の関係強化のため
(株)ロイヤルホテル	10,132	1	事業活動の円滑な遂行のため
深川製磁(株)	10,000	0	事業活動の円滑な遂行のため
東武鉄道(株)	450	0	事業活動の円滑な遂行のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)高島屋	33,084,000	32,025	業務提携による両社の関係強化のため
東宝(株)	13,664,280	28,271	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	3,012,740	1,708	財務政策上の理由により保有
三菱倉庫(株)	1,109,000	1,592	事業運営上の関係強化のため
(株)梅の花	374,500	784	業務提携による両社の関係強化のため
アサヒグループホールディングス(株)	217,360	627	事業運営上の関係強化のため
(株)ワコールホールディングス	534,000	562	事業運営上の関係強化のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	117,241	516	財務政策上の理由により保有
(株)大和証券グループ本社	504,998	453	財務政策上の理由により保有
(株)みずほフィナンシャルグループ	2,137,000	435	財務政策上の理由により保有
(株)T&Dホールディングス	308,800	378	財務政策上の理由により保有
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	248,719	115	財務政策上の理由により保有
(株)オンワードホールディングス	99,777.22	71	事業運営上の関係強化のため
(株)アプラスフィナンシャル	537,519	64	事業運営上の関係強化のため
(株)大林組	100,000	58	事業活動の円滑な遂行のため
朝日放送(株)	90,000	56	事業活動の円滑な遂行のため
東洋製罐グループホールディングス(株)	33,000	55	事業活動の円滑な遂行のため
東京海上ホールディングス(株)	12,600	39	財務政策上の理由により保有
(株)東京楽天地	55,000	27	阪急阪神東宝グループの関係強化のため
東京テアトル(株)	50,000	7	事業活動の円滑な遂行のため
小林製薬(株)	900	5	事業運営上の関係強化のため
(株)三越伊勢丹ホールディングス	1,437	1	事業活動の円滑な遂行のため
(株)ロイヤルホテル	10,132	1	事業活動の円滑な遂行のため
深川製磁(株)	10,000	0	事業活動の円滑な遂行のため

ウ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

エ. 保有目的を変更した投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	60	—	52	34
連結子会社	82	1	106	—
計	142	1	159	34

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対する、当社の連結子会社である㈱家族亭による報酬は0百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対する、当社の連結子会社である中野食品㈱による報酬は2百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

なお、当社子会社が監査公認会計士に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「財務デューデリジェンス業務」であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「財務デューデリジェンス業務」であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の額は、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催するセミナーに参加することで、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等に的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	(注3) 15,135	35,402
受取手形及び売掛金	22,960	30,987
有価証券	0	-
商品及び製品	14,863	15,270
仕掛品	270	177
原材料及び貯蔵品	945	1,060
繰延税金資産	6,116	3,936
未収入金	2,935	2,746
その他	2,258	2,529
貸倒引当金	△68	△82
流動資産合計	65,418	92,027
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	(注1), (注3) 155,381	(注1), (注3) 160,063
減価償却累計額	△79,081	△85,766
建物及び構築物 (純額)	76,299	74,296
機械装置及び運搬具	(注1) 4,612	(注1) 4,785
減価償却累計額	△2,485	△2,588
機械装置及び運搬具 (純額)	2,126	2,197
土地	(注1), (注3), (注4) 35,730	(注1), (注3), (注4) 37,460
建設仮勘定	1,355	140
その他	22,703	22,928
減価償却累計額	△14,904	△16,538
その他 (純額)	7,799	6,389
有形固定資産合計	123,312	120,484
無形固定資産		
のれん	16,019	7,942
その他	8,739	7,154
無形固定資産合計	24,759	15,097
投資その他の資産		
投資有価証券	(注2) 87,639	(注2) 88,949
長期貸付金	2,635	2,730
差入保証金	(注3) 47,609	(注3) 47,217
繰延税金資産	6,736	9,862
その他	1,368	1,612
貸倒引当金	△154	△265
投資その他の資産合計	145,833	150,107
固定資産合計	293,905	285,689
資産合計	359,323	377,716

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,960	44,213
1年内償還予定の社債	34	-
短期借入金	5	5
1年内返済予定の長期借入金	(注3) 580	(注3) 35,483
未払金	7,285	8,357
未払法人税等	3,092	5,064
繰延税金負債	0	1
商品券	19,275	18,909
賞与引当金	3,661	5,250
役員賞与引当金	99	127
ポイント引当金	1,166	1,272
資産除去債務	32	5
その他	19,505	22,910
流動負債合計	90,700	141,603
固定負債		
長期借入金	(注3) 41,210	(注3) 5,501
繰延税金負債	17,537	18,339
再評価に係る繰延税金負債	(注4) 310	(注4) 310
退職給付引当金	12,561	-
退職給付に係る負債	-	18,221
役員退職慰労引当金	160	176
商品券等回収引当金	1,874	2,082
長期未払金	2,476	2,936
長期預り保証金	5,671	5,834
資産除去債務	280	406
その他	118	26
固定負債合計	82,201	53,835
負債合計	172,901	195,439
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,796	17,796
資本剰余金	48,260	48,273
利益剰余金	99,032	96,901
自己株式	△132	△154
株主資本合計	164,957	162,817
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,976	21,636
土地再評価差額金	(注4) 81	(注4) 81
為替換算調整勘定	△269	-
退職給付に係る調整累計額	-	△4,128
その他の包括利益累計額合計	19,787	17,589
新株予約権	531	676
少数株主持分	1,145	1,194
純資産合計	186,422	182,277
負債純資産合計	359,323	377,716

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
売上高	525,154	576,852
売上原価	(注1) 382,624	(注1) 420,837
売上総利益	142,529	156,014
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	38,614	40,745
賃借料	23,556	25,172
その他	69,688	72,781
販売費及び一般管理費合計	131,859	138,700
営業利益	10,670	17,313
営業外収益		
受取利息	71	64
受取配当金	826	982
諸債務整理益	1,394	1,255
持分法による投資利益	7	104
その他	681	774
営業外収益合計	2,981	3,181
営業外費用		
支払利息	439	452
商品券等回収引当金繰入額	1,130	1,036
その他	742	844
営業外費用合計	2,312	2,334
経常利益	11,338	18,160
特別利益		
関係会社清算益	-	(注2) 126
受取補償金	(注3) 6,000	-
投資有価証券売却益	1,001	-
固定資産売却益	(注4) 158	-
特別利益合計	7,159	126
特別損失		
店舗建替関連損失	-	(注5) 9,411
減損損失	(注6) 621	(注6) 1,295
固定資産除却損	(注7) 1,647	(注7) 432
新店舗開業費用	(注8) 2,735	(注8) 171
店舗等閉鎖損失	(注9) 1,642	(注9) 152
関係会社整理損	524	-
固定資産売却損	(注10) 34	-
特別損失合計	7,204	11,462
税金等調整前当期純利益	11,293	6,824
法人税、住民税及び事業税	3,789	5,433
法人税等調整額	1,343	1,068
法人税等合計	5,133	6,502
少数株主損益調整前当期純利益	6,160	322
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△40	26
当期純利益	6,200	295

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	6,160	322
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,359	1,659
為替換算調整勘定	294	269
その他の包括利益合計	(注) 13,653	(注) 1,929
包括利益	19,814	2,251
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,852	2,225
少数株主に係る包括利益	△37	25

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	48,257	95,258	△118	161,194
当期変動額					
剰余金の配当			△2,427		△2,427
当期純利益			6,200		6,200
自己株式の取得・処分		2		△13	△10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	2	3,773	△13	3,763
当期末残高	17,796	48,260	99,032	△132	164,957

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	6,619	81	△564	6,136	341	1,182	168,854
当期変動額							
剰余金の配当							△2,427
当期純利益							6,200
自己株式の取得・処分							△10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,356	—	294	13,651	189	△36	13,804
当期変動額合計	13,356	—	294	13,651	189	△36	17,567
当期末残高	19,976	81	△269	19,787	531	1,145	186,422

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,796	48,260	99,032	△132	164,957
当期変動額					
剰余金の配当			△2,426		△2,426
当期純利益			295		295
自己株式の取得・処分		13		△22	△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	13	△2,131	△22	△2,140
当期末残高	17,796	48,273	96,901	△154	162,817

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	19,976	81	△269	—	19,787	531	1,145	186,422
当期変動額								
剰余金の配当								△2,426
当期純利益								295
自己株式の取得・処分								△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,660	—	269	△4,128	△2,197	145	48	△2,004
当期変動額合計	1,660	—	269	△4,128	△2,197	145	48	△4,144
当期末残高	21,636	81	—	△4,128	17,589	676	1,194	182,277

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,293	6,824
減価償却費	13,511	13,598
減損損失	621	1,295
店舗建替関連損失	-	9,328
店舗等閉鎖損失	1,462	151
関係会社清算損益 (△は益)	-	△126
関係会社整理損	524	-
のれん償却額	1,221	1,246
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	54	123
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△639	1,589
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	23	28
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,900	△12,562
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	11,810
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	10	16
商品券等回収引当金の増減額 (△は減少)	131	208
受取利息及び受取配当金	△898	△1,046
支払利息	439	452
持分法による投資損益 (△は益)	△7	△104
固定資産売却損益 (△は益)	△124	-
固定資産除却損	1,647	432
有価証券及び投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,001	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△2,809	△8,043
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△562	△428
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,393	8,250
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△1,368	2,058
その他	1,798	1,737
小計	25,823	36,839
利息及び配当金の受取額	871	1,016
利息の支払額	△439	△498
法人税等の支払額	△1,722	△3,941
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,533	33,415

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△0	34
有形固定資産の取得による支出	△29,865	△9,891
有形固定資産の売却による収入	1,106	102
無形固定資産の取得による支出	△1,924	△1,511
資産除去債務の履行による支出	△1,797	△78
投資有価証券の取得による支出	△3,438	△510
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,978	1,819
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△39	-
子会社株式の取得による支出	-	△51
長期貸付けによる支出	△16	△215
長期貸付金の回収による収入	133	143
差入保証金の差入による支出	△844	△445
差入保証金の回収による収入	10,637	867
その他	144	109
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,925	△9,628
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△40	-
長期借入金の返済による支出	△651	△812
社債の償還による支出	△35	△34
少数株主からの払込みによる収入	-	53
自己株式の売却による収入	2	0
自己株式の取得による支出	△13	△22
配当金の支払額	△2,427	△2,426
少数株主への配当金の支払額	△9	△18
その他	△247	△297
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,422	△3,557
現金及び現金同等物に係る換算差額	127	66
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,687	20,295
連結子会社と非連結子会社の合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	4
現金及び現金同等物の期首残高	17,770	15,082
現金及び現金同等物の期末残高	(注) 15,082	(注) 35,383

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 43社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

当連結会計年度より、以下の会社を連結の範囲に含めております。

- ・(株)エヌ・ティ・イー (会社設立に伴うもの)
- ・(株)カルネ (会社設立に伴うもの)
- ・(同)ミストラル (出資に伴うもの)

当連結会計年度より、以下の会社を連結の範囲から除外しております。

- ・阪急デパートメントストアーズヨーロッパB.V. (会社清算に伴うもの)
- ・NT清算準備(株) (会社清算に伴うもの)
- ・(株)阪急キッチンエール東京 (会社清算に伴うもの)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(株)エブリデイ・プランニング

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、平成26年4月1日に(株)エブリデイ・プランニングは、(株)エイチ・ツー・オー システムに社名変更しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社名 (株)阪急阪神ポイント

当連結会計年度より、以下の会社を持分法の適用範囲から除外しております。

- ・(株)シネモザイク (会社清算に伴うもの)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)エブリデイ・プランニング、上海族旺餐飲管理有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社につきましては、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、それぞれ連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日と異なる決算日の子会社については、連結決算日までの間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

その他有価証券：

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

イ デリバティブ取引： 時価法

ウ たな卸資産

原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

商品及び製品： 主として売価還元法

仕掛品： 主として個別法

原材料及び貯蔵品： 主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

①リース資産以外の有形固定資産：

主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

その他 2～20年

②リース資産：

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

イ 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)につきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

エ ポイント引当金

販売促進のためのポイント制度において、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額に基づき計上しております。

オ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員(執行役員を含む)の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

なお、執行役員に係る当該引当金は27百万円であります。

カ 商品券等回収引当金

一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来の回収見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、1年で費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

発生日以後5~20年間で均等償却しております。なお、金額的重要性に乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資を計上しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が18,221百万円計上されております。また、繰延税金資産が2,283百万円増加し、その他の包括利益累計額が4,128百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社グループは、従来、有形固定資産の減価償却方法として、主として定率法を採用しておりましたが、連結子会社の株式会社阪急阪神百貨店及び株式会社阪食において、当連結会計年度より、定額法に変更いたしました。

この変更は、百貨店事業において阪急うめだ本店がグランドオープンし、一連の重要な設備投資案件が完了したこと、また、スーパーマーケット事業において平成25年度以降、新規出店を拡大する計画であることを契機として、当該連結子会社が保有する有形固定資産の償却方法について、実態を踏まえて改めて見直しを図ったところ、新規出店・店舗改装後の売上高等の投資効果は安定的に発現すると見込まれるため、定額法を採用した方がこれら連結子会社の実態を、より適切に表すと判断したことによるものです。

今回の変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ493百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において未定です。

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等を適用することにより、翌連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益、並びに翌連結会計年度期首の利益剰余金に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「ポイント引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた1,166百万円は、「ポイント引当金」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

(注) 1 国庫補助金等の圧縮額

前連結会計年度以前及び当連結会計年度に取得した資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、次のとおりであり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額	570百万円	574百万円
(うち、建物及び構築物)	503百万円	507百万円
(うち、機械装置及び運搬具)	22百万円	22百万円
(うち、土地)	44百万円	44百万円

2 非連結子会社及び関連会社項目

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	415百万円	348百万円

3 担保資産及び担保付債務

(1) 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の担保

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
建物	1,922百万円	1,848百万円
土地	1,656百万円	1,656百万円
計	3,578百万円	3,504百万円
1年内返済予定の長期借入金	396百万円	360百万円
長期借入金	743百万円	383百万円
計	1,140百万円	743百万円

(2) 割賦販売法に基づく供託金

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
差入保証金	209百万円	194百万円

(3) 宝くじ販売等の担保

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
定期預金	5百万円	— 百万円

- 4 当社及び連結子会社1社において「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号並びに第4号に定める路線価、固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年2月28日及び平成14年3月31日

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後帳簿価額との差額	△828百万円	△835百万円

- 5 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関2社と貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
貸出コミットメントの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	— 百万円	— 百万円
差引額	20,000百万円	20,000百万円

(連結損益計算書関係)

(注) 1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上原価	204百万円	287百万円

2 関係会社清算益

(当連結会計年度)

阪急デパートメントストアーズヨーロッパB.V. 他の解散に伴う清算益であります。

3 受取補償金

(前連結会計年度)

受取補償金は、モザイク銀座阪急の退店に伴うものであります。

4 固定資産売却益の内訳

(前連結会計年度)

主としてエイチ・ツー・オー リテイリング(株)における茶屋町の土地、建物等の売却益であります。

5 店舗建替関連損失

(当連結会計年度)

阪神梅田本店の建て替え工事に伴う、固定資産の減損損失などであります。

6 減損損失

(前連結会計年度)

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	資産 グループ名	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
(株)阪急阪神百貨店	阪急百貨店 インクス館 他	店舗	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、その他	大阪市 北区 他	943
(株)阪食	住吉店 他	店舗	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、その他	大阪市 住吉区 他	318
(株)家族亭 他	得得田原本店 他	店舗	建物及び構築物、その他	奈良県 磯城郡 他	302

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

(株)阪急阪神百貨店については、阪急うめだ本店のグランドオープン（平成24年11月）にあわせ、スポーツ用品売場、ベビー・子供服売場が本店へ移設されるため、平成24年9月に阪急百貨店インクス館の閉店を決定いたしました。これに伴い、平成24年9月に減損損失を認識いたしました。

また、(株)阪食、(株)家族亭他については競合環境の激化に伴い、収益環境が厳しい一部店舗について、減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は使用価値を使用し、割引率は主に5%であります。

この結果、グループ合計で1,565百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、このうち(株)阪急阪神百貨店に係る減損損失は、特別損失の店舗等閉鎖損失に含めて表示しておりません。

(当連結会計年度)

当社グループは、当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	資産 グループ名	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
㈱阪急阪神百貨店	阪神梅田本店 他	店舗	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、その他、 のれん	大阪市 北区 他	9,990
㈱阪食	東中浜店 他	店舗	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、その他	大阪市 城東区 他	365
寿製麵㈱ 他	工場 他	工場 他	建物及び構築物、機械装置 及び運搬具、その他、 のれん	兵庫県 宍粟市 他	368

当社グループは、固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピング方法として、店舗等については継続して収支を把握している単位で、遊休資産及び売却予定資産については、当該資産単独で区分する方法を採用しております。

㈱阪急阪神百貨店については、阪神梅田本店の建て替え工事のスケジュールが確定したことに伴い、建て替え工事期間中のキャッシュフローによる固定資産簿価の回収可能性を判断した結果、減損損失を認識いたしました。また、競争環境の激化に伴い収益環境が厳しい一部店舗や、売場面積を縮小する一部店舗についても、減損損失を認識いたしました。

㈱阪食、寿製麵㈱他については、競争環境の激化に伴い、収益環境が厳しい一部店舗・工場他について、減損損失を認識いたしました。

回収可能価額は使用価値を使用し、割引率は主に4.5%であります。

この結果、グループ合計で10,724百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、このうち㈱阪急阪神百貨店の阪神梅田本店に係る減損損失9,328百万円は、特別損失の店舗建替関連損失に、売場面積を縮小する一部店舗に係る減損損失100百万円は、特別損失の店舗等閉鎖損失に、それぞれ含めて表示しております。

7 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物及び構築物	1,420百万円	317百万円
機械装置及び運搬具	46百万円	39百万円
その他	179百万円	74百万円
合計	1,647百万円	432百万円

8 新店舗開業費用

(前連結会計年度)

阪急うめだ本店ランドオープンに係るものであります。

(当連結会計年度)

阪急大井町ガーデングランドオープンに係るものであります。

9 店舗等閉鎖損失の内訳

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
宝塚阪急一部フロア縮小	— 百万円	※2 116 百万円
阪急百貨店イングス館閉店	※1 887 百万円	— 百万円
都筑阪急一部フロアSC業態変換	※1 160 百万円	— 百万円
モザイク銀座阪急閉鎖	304 百万円	— 百万円
その他	※1 289 百万円	35 百万円
合計	1,642 百万円	152 百万円

※1 (前連結会計年度)

このうち店舗等閉鎖に伴う減損損失が943百万円含まれております。

※2 (当連結会計年度)

このうち店舗等閉鎖に伴う減損損失が100百万円含まれております。

10 固定資産売却損の内訳

(前連結会計年度)

㈱家族亭における土地、建物等の売却損であります。

(連結包括利益計算書関係)

(注) その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	21,738百万円	2,638百万円
組替調整額	△999百万円	△53百万円
税効果調整前	20,738百万円	2,584百万円
税効果額	△7,379百万円	△925百万円
その他有価証券評価差額金	13,359百万円	1,659百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	119百万円	119百万円
組替調整額	—百万円	325百万円
税効果調整前	119百万円	444百万円
税効果額	175百万円	△175百万円
為替換算調整勘定	294百万円	269百万円
その他の包括利益合計	13,653百万円	1,929百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	206,740,777	—	—	206,740,777

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,571,631	16,576	4,792	12,583,415

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる取得 16,576株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少 3,000株

単元未満株式の買増し請求による処分 1,792株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	ストックオプションとしての2009年3月発行新株予約権			—		43	
	ストックオプションとしての2010年3月発行新株予約権			—		91	
	ストックオプションとしての2011年3月発行新株予約権			—		95	
	ストックオプションとしての2012年2月発行新株予約権			—		109	
	ストックオプションとしての2013年3月発行新株予約権			—		191	
合計			—		531		

(注) スtockオプションとしての2013年3月発行新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月10日取締役会	普通株式	1,213	6.25	平成24年3月31日	平成24年6月1日
平成24年10月31日取締役会	普通株式	1,213	6.25	平成24年9月30日	平成24年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月9日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,213	6.25	平成25年3月31日	平成25年6月3日

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	206,740,777	—	—	206,740,777

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,583,415	25,883	24,756	12,584,542

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる取得 25,883株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの行使による減少 24,000株

単元未満株式の買増し請求による処分 756株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	ストックオプションとしての2009年3月発行新株予約権			—		40	
	ストックオプションとしての2010年3月発行新株予約権			—		81	
	ストックオプションとしての2011年3月発行新株予約権			—		94	
	ストックオプションとしての2012年2月発行新株予約権			—		109	
	ストックオプションとしての2013年3月発行新株予約権			—		191	
	ストックオプションとしての2014年3月発行新株予約権			—		158	
合計				—		676	

(注) スtockオプションとしての2014年3月発行新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月9日取締役会	普通株式	1,213	6.25	平成25年3月31日	平成25年6月3日
平成25年10月29日取締役会	普通株式	1,213	6.25	平成25年9月30日	平成25年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月9日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,213	6.25	平成26年3月31日	平成26年6月3日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	15,135百万円	35,402百万円
有価証券勘定に含まれるMMF	0百万円	一百万円
計	15,136百万円	35,402百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△53百万円	△19百万円
現金及び現金同等物	15,082百万円	35,383百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

借主側

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 主なリース資産の内容

有形固定資産

スーパーマーケット事業における店舗設備（建物及び構築物）であります。

② リース資産の減価償却の方法

[連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項] 4（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	その他	合計
取得価額相当額	4百万円	63百万円	47百万円	115百万円
減価償却累計額相当額	3百万円	54百万円	43百万円	101百万円
減損損失累計額相当額	一百万円	一百万円	0百万円	0百万円
期末残高相当額	1百万円	9百万円	3百万円	14百万円

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	その他	合計
取得価額相当額	4百万円	15百万円	3百万円	24百万円
減価償却累計額相当額	3百万円	11百万円	3百万円	18百万円
期末残高相当額	0百万円	4百万円	0百万円	5百万円

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	8百万円	3百万円
1年超	5百万円	2百万円
合計	14百万円	5百万円
リース資産減損勘定期末残高	0百万円	－百万円

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及びリース資産減損勘定の取崩額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払リース料	52百万円	9百万円
減価償却費相当額	52百万円	9百万円
リース資産減損勘定の取崩額	0百万円	0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

借主側

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	8,162百万円	8,501百万円
1年超	55,557百万円	54,437百万円
合計	63,720百万円	62,939百万円

貸主側

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	1,337百万円	1,971百万円
1年超	8,972百万円	13,635百万円
合計	10,310百万円	15,606百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で5年2ヶ月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務である買掛金や借入金は支払期日に支払を実行できなくなる、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

連結子会社である(株)阪急阪神百貨店では、販売管理要領に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、営業各部門の所属長が、経理室経理業務部と協力して、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、その他の連結子会社についても同様の管理を実施しております。

② 金利変動リスクの管理

当社では、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するためにデリバティブ管理要領に従い、信用度の高い大手金融機関とのみ、金利スワップ取引等を行うものとしております。

③ 価格変動リスクの管理

当社及び(株)阪急阪神百貨店では、有価証券及び投資有価証券について、有価証券管理要領に従い、運用ならびに管理を適切に行っております。なお、その他の連結子会社においても、同様の管理を実施しております。

④ 流動性リスクの管理

当社及び(株)阪急阪神百貨店では、営業債務である買掛金や借入金に係る流動性リスクについて、経理規程に従った各部署からの報告に基づき、財務部門が作成更新する資金繰り計画により、流動性リスクを管理しております。なお、その他の連結子会社においても、同様の管理を実施しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)2を参照ください)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,135	15,135	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	22,960 △63		
	22,896	22,896	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	81,640	81,640	—
資産計	119,673	119,673	—
(1) 買掛金	35,960	35,960	—
(2) 未払金	7,285	7,285	—
(3) 未払法人税等	3,092	3,092	—
(4) 長期借入金 ※	41,790	41,926	136
負債計	88,128	88,265	136

※1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	35,402	35,402	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	30,987 △72		
	30,914	30,914	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	82,556	82,556	—
資産計	148,873	148,873	—
(1) 買掛金	44,213	44,213	—
(2) 未払金	8,357	8,357	—
(3) 未払法人税等	5,064	5,064	—
(4) 長期借入金 ※	40,985	41,095	110
負債計	98,621	98,731	110

※1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金及び(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	5,998	6,393
差入保証金	47,609	47,217
長期預り保証金	5,671	5,834

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	15,135	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,960	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(国債)	—	—	300	—
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	2,259	—	20
合計	38,096	2,259	300	20

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	35,402	—	—	—
受取手形及び売掛金	30,987	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	2,259	—	20
合計	66,389	2,259	—	20

(注) 4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	5	—	—	—	—	—
社債	34	—	—	—	—	—
長期借入金	580	35,315	5,495	123	35	238
リース債務	308	280	247	212	152	1,290
合計	929	35,596	5,743	336	188	1,529

当連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	5	—	—	—	—	—
長期借入金	35,483	5,329	121	35	11	1
リース債務	289	256	222	174	119	1,884
合計	35,779	5,586	344	210	131	1,885

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	76,769	46,307	30,462
② 債券			
国債	343	314	28
その他	3,124	2,711	412
小計	80,237	49,333	30,903
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	430	452	△21
② 債券			
国債	—	—	—
その他	972	976	△3
小計	1,403	1,428	△25
合計	81,640	50,762	30,878

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額5,582百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	79,679	46,692	32,987
② 債券			
国債	—	—	—
その他	2,804	2,274	530
小計	82,484	48,967	33,517
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	71	77	△6
② 債券			
国債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	71	77	△6
合計	82,556	49,044	33,511

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,045百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,732	1,001	1
債券	—	—	—

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	25	0	12
債券	1,793	79	13

3 減損処理を行った有価証券

当社グループにおいては、以下の場合に「有価証券の時価が著しく下落した」と判断し、減損処理を行っております。

- ・期末日において、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合
- ・期末日を含む過去1年間において、時価が取得原価に比べ30%以上下落した状態が継続した場合

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

前連結会計年度において減損処理を行いました。重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

㈱阪急阪神百貨店は、確定拠出型年金制度、キャッシュバランス型の確定給付型年金制度、退職一時金制度からなる退職給付制度を設けております。他のグループ各社においては、退職一時金制度、または退職一時金制度と確定拠出型年金制度からなる退職給付制度を設けております。なお、当社の従業員は、全員が㈱阪急阪神百貨店からの出向者であり、同社の退職給付制度に加入しております。

また、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、㈱阪急阪神百貨店において退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(百万円)	△38,047
(2) 年金資産(百万円)	18,298
(3) 未積立退職給付債務(百万円)	△19,748
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	7,186
(5) 連結貸借対照表計上額純額(百万円)	△12,561
(6) 前払年金費用(百万円)	—
(7) 退職給付引当金(百万円)	△12,561

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(百万円)(注) 1	1,205
(2) 利息費用(百万円)	650
(3) 期待運用収益(百万円)	△538
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	295
(5) 退職給付費用(百万円)	1,613
(6) その他(百万円)(注) 2	386
(7) 計(百万円)	2,000

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

2 その他は、確定拠出年金への掛金支払額、割増退職金及び過去勤務費用であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

主として0.83%

(3) 期待運用収益率

3.0%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

1年

(5) 数理計算上の差異の処理年数

主として13年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理する方法)

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

㈱阪急阪神百貨店は、確定拠出型年金制度、キャッシュバランス型の確定給付型年金制度、退職一時金制度からなる退職給付制度を設けております。他のグループ各社においては、退職一時金制度、または退職一時金制度と確定拠出型年金制度からなる退職給付制度を設けております。なお、当社の従業員は、全員が㈱阪急阪神百貨店からの出向者であり、同社の退職給付制度に加入しております。

また、従業員の退職に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

なお、㈱阪急阪神百貨店において退職給付信託を設定しております。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	37,131 百万円
勤務費用	1,203 百万円
利息費用	311 百万円
数理計算上の差異の発生額	△450 百万円
退職給付の支払額	△2,407 百万円
過去勤務費用の発生額	- 百万円
その他	309 百万円
退職給付債務の期末残高	36,098 百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	18,298 百万円
期待運用収益	533 百万円
数理計算上の差異の発生額	△361 百万円
事業主からの拠出額	1,948 百万円
退職給付の支払額	△1,564 百万円
その他	- 百万円
年金資産の期末残高	18,855 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	23,524	百万円
年金資産	△18,855	百万円
	4,669	百万円
非積立型制度の退職給付債務	12,574	百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,243	百万円
退職給付に係る負債	17,243	百万円
退職給付に係る資産	-	百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,243	百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,203	百万円
利息費用	311	百万円
期待運用収益	△533	百万円
数理計算上の差異の費用処理額	685	百万円
過去勤務費用の費用処理額	-	百万円
その他	41	百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,708	百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	6,411	百万円
合計	6,411	百万円

(6) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

生命保険一般勘定	39%
債券	36%
不動産ファンド	11%
現金及び預金	8%
その他	6%
合計	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が7%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

割引率	0.84%
長期期待運用収益率	3.0%

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	915 百万円
退職給付費用	148 百万円
退職給付の支払額	△82 百万円
制度への拠出額	- 百万円
その他	△2 百万円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>978 百万円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び

退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	- 百万円
年金資産	- 百万円
	- 百万円
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>978 百万円</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>978 百万円</u>

<u>退職給付に係る負債</u>	<u>978 百万円</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>978 百万円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	148 百万円
----------------	---------

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、381百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費	191百万円	158百万円

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	ストックオプションとしての 2009年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名、当社の執行役員1名 当社子会社の取締役4名、当社子会社の執行役員8名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 92,000株
付与日	平成21年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年4月1日～ 平成51年3月31日

	ストックオプションとしての 2010年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名、当社の執行役員1名 当社子会社の取締役4名、当社子会社の執行役員16名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 165,000株
付与日	平成22年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年4月1日～ 平成52年3月31日

	ストックオプションとしての 2011年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名 当社子会社の取締役10名、当社子会社の執行役員7名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 194,000株
付与日	平成23年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年4月1日～ 平成53年3月31日

	ストックオプションとしての 2012年2月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名、当社の執行役員1名 当社子会社の取締役9名、当社子会社の執行役員8名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 199,000株
付与日	平成24年2月29日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年3月1日～ 平成54年2月28日

	ストックオプションとしての 2013年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名 当社子会社の取締役8名、当社子会社の執行役員9名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 198,000株
付与日	平成25年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年4月1日～ 平成55年3月31日

	ストックオプションとしての 2014年3月発行新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名 当社子会社の取締役10名、当社子会社の執行役員7名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 202,000株
付与日	平成26年3月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年4月1日～ 平成56年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年3月31日)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	ストックオプションとしての 2009年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	89,000
権利確定	—
権利行使	6,000
失効	—
未行使残	83,000

	ストックオプションとしての 2010年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	161,000
権利確定	—
権利行使	17,000
失効	—
未行使残	144,000

	ストックオプションとしての 2011年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	194,000
権利確定	—
権利行使	1,000
失効	—
未行使残	193,000

	ストックオプションとしての 2012年2月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	199,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	199,000

	ストックオプションとしての 2013年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	198,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	198,000

	ストックオプションとしての 2014年3月発行新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	202,000
失効	—
権利確定	202,000
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	202,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	202,000

② 単価情報

	ストックオプションとしての 2009年3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	735
付与日における公正な評価単価(円)	493

	ストックオプションとしての 2010年3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	821
付与日における公正な評価単価(円)	568

	ストックオプションとしての 2011年3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	790
付与日における公正な評価単価(円)	492

	ストックオプションとしての 2012年2月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	550

	ストックオプションとしての 2013年3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	966

	ストックオプションとしての 2014年3月発行新株予約権
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	783

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストックオプションとしての2014年3月発行新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 配当修正型ブラック＝ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	ストックオプションとしての 2014年3月発行新株予約権
株価変動性(注) 1	31.63%
予想残存期間(注) 2	3年2ヶ月
予想配当(注) 3	12.5円/株
無リスク利子率(注) 4	0.108%

- (注) 1 3年2ヶ月間（平成23年2月～平成26年3月）の当社の週次株価実績を用いて算出しております。
- 2 当社役員の就任から退任までの平均的な就任期間、就任から発行日時点までの期間などから算出した、発行日時点での当社役員の予想残存存在任期間であります。
- 3 直近3年間の当社の年間配当実績によります。
- 4 予想残存期間と近似する残存期間の国債の利回りを用いて算出しております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

付与日に権利が確定したため、権利確定数は付与数と同数となっております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金	4,060百万円	2,285百万円
商品券等回収引当金	715百万円	755百万円
賞与引当金	1,306百万円	1,792百万円
退職給付引当金	4,494百万円	一百万円
退職給付に係る負債	一百万円	6,326百万円
減価償却超過額	24百万円	655百万円
減損損失	657百万円	1,786百万円
退職給付信託資産	454百万円	461百万円
資産除去債務	115百万円	149百万円
関係会社への投資に係る一時差異	416百万円	145百万円
その他	4,696百万円	4,284百万円
繰延税金資産小計	16,941百万円	18,642百万円
評価性引当額	△1,164百万円	△1,737百万円
繰延税金資産合計	15,777百万円	16,905百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	△3,036百万円	△3,021百万円
評価差額	△1,819百万円	△1,819百万円
退職給付信託資産(株式)の返還 に伴う投資有価証券評価益	△4,085百万円	△4,085百万円
その他有価証券評価差額金	△10,984百万円	△11,909百万円
その他	△535百万円	△611百万円
繰延税金負債合計	△20,461百万円	△21,447百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△4,684百万円	△4,542百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	6,116百万円	3,936百万円
固定資産—繰延税金資産	6,736百万円	9,862百万円
流動負債—繰延税金負債	△0百万円	△1百万円
固定負債—繰延税金負債	△17,537百万円	△18,339百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.1	2.0
住民税均等割額	2.0	3.2
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△1.1	△2.2
繰越欠損金	3.8	2.6
のれん減損額	—	38.3
のれん償却額	4.1	6.9
関係会社への投資に係る 一時差異	△3.7	△2.1
評価性引当額の増減	△0.2	△0.6
復興特別法人税分の税率差異	0.2	7.1
その他	1.3	2.1
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	45.5%	95.3%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%に変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は383百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗用物件等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から2～30年と見積り、割引率は0.2～2.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度において、株式会社阪急阪神百貨店の店舗「阪急百貨店インクス館」（阪急うめだ本店への移設に伴い平成24年11月18日に閉館）の原状回復費用が見積可能となったことにより、変更前の資産除去債務残高に383百万円加算しております。また、同社の店舗「都筑阪急」の大規模リニューアルに伴う原状回復費用が見積可能となったことにより、変更前の資産除去債務残高に150百万円加算しております。なお、前連結会計年度の履行による減少額は、主に前々連結会計年度に計上した「神戸阪急」、前連結会計年度に計上した「阪急百貨店インクス館」、「都筑阪急」に関するものであります。

当連結会計年度において、主に株式会社家族亭の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、直近の原状回復費用実績等の新たな情報入手に伴い、店舗退去時に必要な原状回復費用に関して見積りの変更を行い、資産除去債務が338百万円増加しております。また、株式会社阪食における出店に関わる有形固定資産の取得に伴い、資産除去債務が72百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の履行による減少額は、主に株式会社家族亭及び株式会社キッチンエール九州に関するものであります。

資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	1,488百万円	313百万円
見積りの変更に伴う増加額	583百万円	338百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	65百万円	75百万円
時の経過による調整額	4百万円	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1,828百万円	△158百万円
その他増減額 (△は減少)	一百万円	△162百万円
期末残高	313百万円	411百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは百貨店事業を中心にスーパーマーケット事業及びPM事業などの事業活動を展開しております。したがって、「百貨店事業」、「スーパーマーケット事業」、「PM事業」、「その他事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「百貨店事業」は主として衣料品、身の回り品、家庭用品、食料品等の販売を行う百貨店業を行っております。

「スーパーマーケット事業」はスーパーマーケット業、食料品製造業を行っております。「PM事業」は商業不動産賃貸管理業、ホテル業、飲食店業、装工業等を行っております。「その他事業」は友の会業、個別宅配業、外食業、人材派遣業、情報処理サービス業等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、当社グループは、従来、有形固定資産の減価償却方法として、主として定率法を採用しておりましたが、連結子会社の株式会社阪急阪神百貨店及び株式会社阪食において、当連結会計年度より、定額法に変更いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度のセグメント利益は、「百貨店事業」で373百万円、「スーパーマーケット事業」で120百万円、それぞれ増加しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	PM事業	その他 事業	計	調整額 (注1)	連結財務諸 表計上額
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	383,318	93,328	13,770	34,737	525,154	—	525,154
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	354	4,451	3,731	17,151	25,689	△25,689	—
計	383,672	97,780	17,501	51,889	550,843	△25,689	525,154
セグメント利益	7,842	1,811	1,594	618	11,866	△1,196	10,670
セグメント資産	145,015	42,617	31,991	276,988	496,612	△137,288	359,323
その他の項目							
減価償却費	7,145	1,853	921	3,651	13,571	△60	13,511
のれん償却額	503	507	—	211	1,221	—	1,221
持分法適用会社への投資額	—	—	—	391	391	—	391
減損損失	968	318	—	302	1,589	△24	1,565
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	22,790	3,918	1,834	4,646	33,191	△106	33,084

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△1,196百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△137,288百万円には、投資と資本の相殺消去△101,815百万円、債権債務の相殺消去△33,507百万円及び固定資産未実現損益の調整△1,802百万円等が含まれております。

(3) 減価償却費の調整額△60百万円、減損損失の調整額△24百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△106百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	PM事業	その他 事業	計	調整額 (注1)	連結財務諸 表計上額
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	427,266	100,223	12,924	36,436	576,852	—	576,852
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	466	4,608	2,833	20,257	28,166	△28,166	—
計	427,732	104,832	15,758	56,694	605,018	△28,166	576,852
セグメント利益	13,246	2,127	1,394	3,541	20,309	△2,995	17,313
セグメント資産	149,465	49,591	35,375	295,710	530,144	△152,427	377,716
その他の項目							
減価償却費	7,147	1,963	955	3,570	13,637	△38	13,598
のれん償却額	503	507	—	235	1,246	—	1,246
持分法適用会社への投資額	—	—	—	339	339	—	339
減損損失	9,990	365	—	368	10,724	—	10,724
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,457	5,281	4,260	2,562	13,562	△29	13,532

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△2,995百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△152,427百万円には、投資と資本の相殺消去△105,107百万円、債権債務の相殺消去△45,415百万円及び固定資産未実現損益の調整△1,815百万円等が含まれております。

(3) 減価償却費の調整額△38百万円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△29百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	PM事業	その他 事業	計	調整額	連結財務諸 表計上額
(のれん)							
当期償却額	503	507	—	211	1,221	—	1,221
当期末残高	7,298	6,762	—	1,959	16,019	—	16,019

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	百貨店 事業	スーパー マーケット 事業	PM事業	その他 事業	計	調整額	連結財務諸 表計上額
(のれん)							
当期償却額	503	507	—	235	1,246	—	1,246
当期減損額	6,794	—	—	74	6,869	—	6,869
当期末残高	—	6,254	—	1,687	7,942	—	7,942

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	大阪中央食糧㈱	大阪府茨木市	10	食品卸売業	—	材料の仕入	食品材料の購入	12	買掛金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引はいわゆる第三者のための取引であります。

2 取引金額には消費税等は含まれず、差入保証金を除く期末残高には消費税等が含まれております。

3 その他の取引については、一般的取引条件によっております。

4 大阪中央食糧㈱については、当社の取締役及び当社の子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役安川 茂の近親者が議決権の100.0%を直接保有しております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	大阪中央食糧㈱	大阪府茨木市	10	食品卸売業	—	材料の仕入	食品材料の購入	10	買掛金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引はいわゆる第三者のための取引であります。

2 取引金額には消費税等は含まれず、差入保証金を除く期末残高には消費税等が含まれております。

3 その他の取引については、一般的取引条件によっております。

4 大阪中央食糧㈱については、当社の子会社㈱阪急阪神百貨店の取締役安川 茂の近親者が議決権の100.0%を直接保有しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	阪急電鉄(株)	大阪市 北区	100	鉄道事業 不動産賃貸・ 分譲事業 歌劇事業 流通事業	—	役員の兼任 不動産等の 賃借	賃借料	5,762	流動資産 その他 (前払費用)	142
									未払金	11
									流動負債 その他 (未払費用)	89
									流動資産 その他 (前払費用)	0
									差入保証金	21,537
	看板掲出料	6								
	保証金の差入	512								
	保証金の返還	1,673								
	阪神電気 鉄道(株)	大阪市 福島区	29,384	鉄道事業 不動産賃貸・ 分譲事業 スポーツ事業 レジャーその 他	(被所有) 直接15.30	役員の兼任 不動産等の 賃借	賃借料	4,954	流動資産 その他 (前払費用)	2
									流動負債 その他 (未払費用)	479
看板掲出料									18	—
保証金									—	—
差入保証金									2,583	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 取引金額には消費税等は含まれず、差入保証金を除く期末残高には消費税等が含まれております。
2 賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
3 その他の取引については、一般的取引条件によっております。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	阪急電鉄(株)	大阪市 北区	100	鉄道事業 不動産賃貸・ 分譲事業 歌劇事業 流通事業	—	役員の兼任 不動産等の 賃借	賃借料	7,635	流動資産 その他 (前払費用)	149
									未払金	12
									流動負債 その他 (未払費用)	78
									流動資産 その他 (前払費用)	0
									差入保証金	21,538
	看板掲出料	7								
	保証金の差入	19								
	保証金の返還	36								
	阪神電気 鉄道(株)	大阪市 福島区	29,384	鉄道事業 不動産賃貸・ 分譲事業 スポーツ事業 レジャーその 他	(被所有) 直接15.29	役員の兼任 不動産等の 賃借	賃借料	4,890	流動資産 その他 (前払費用)	2
									流動負債 その他 (未払費用)	474
看板掲出料									18	—
保証金									—	—
差入保証金									2,583	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 取引金額には消費税等は含まれず、差入保証金を除く期末残高には消費税等が含まれております。
2 賃借料については、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。
3 その他の取引については、一般的取引条件によっております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	951.52円	929.18円
1株当たり当期純利益金額	31.94円	1.52円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	31.83円	1.52円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	6,200	295
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	6,200	295
普通株式の期中平均株式数(株)	194,164,220	194,151,917
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	645,337	834,973
(うち新株予約権(株))	(645,337)	(834,973)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	186,422	182,277
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,677	1,870
(うち新株予約権(百万円))	(531)	(676)
(うち少数株主持分(百万円))	(1,145)	(1,194)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	184,744	180,406
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	194,157,362	194,156,235

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が21円26銭減少しております。

(重要な後発事象)

1. 当社とイズミヤ株式会社の株式交換による経営統合

当社及びイズミヤ株式会社（以下、「イズミヤ」といいます。）は、平成26年1月31日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、イズミヤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により、両社が対等の精神に則り経営統合を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換契約は、平成26年3月26日開催の両社の臨時株主総会においてそれぞれ承認され、当社はイズミヤと、平成26年6月1日に経営統合いたしました。

当該企業結合の概要は、以下のとおりであります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 イズミヤ株式会社

事業の内容 衣料品、食料品、電器、家具、レジャー用品、日用雑貨等の総合小売業のチェーンストア

② 企業結合を行う主な理由

当社グループは、阪急・阪神百貨店両本店を中心に、百貨店・食品スーパー・個別宅配などの多様な小売事業を展開しながら、阪急・阪神ブランドを活用して、関西マーケットにおけるシェアの拡大を進めております。また、イズミヤは、関西を中心基盤としてGMS（ゼネラルマーチャンダイズストア）とスーパーマーケットの店舗ネットワーク網を構築し、関西における一層のシェア拡大に取り組んでおります。

一方で、両社は、少子高齢化に伴う消費活力の減退、ネット通販の拡大を中心とする購買スタイルの変化等、お客様の消費動向が急速に変化するなか、市場シェアの確保、様々なニーズの変化を確実に捉える商品・売場・販売チャネルのご提供により、お客様からの支持をより強固なものとするのが急務であると認識しております。

今般、両社で今後の成長戦略について真摯に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換による本経営統合を行うことが両社の中長期の企業価値向上にとって最善の選択肢と考えるに至りました。地域社会への貢献という共通の理念を持つ両社が、対等の精神に基づき両社の経営資源を融合させることにより、関西という地域の中で多様な業種業態、取扱商品群を揃えた地域社会になくはない総合小売サービス業グループを構築することを目指してまいります。

③ 企業結合日

平成26年6月1日

④ 企業結合の法的形式

株式交換

⑤ 結合後企業の名称

イズミヤ株式会社

⑥ 取得した議決権比率

100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、イズミヤの発行済株式の全部を取得する時点の直前時におけるイズミヤの株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その所有するイズミヤの普通株式1株につき、当社の普通株式0.63株を割当交付することで、イズミヤの発行済株式の全部を取得することとなるため、当社が取得企業となりました。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	43,412百万円
取得に直接要した費用	財務・法務デューデリジェンス、価値算定費用等	47百万円
取得原価		43,460百万円

(3) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

イズミヤの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.63株を割当交付します。

② 株式交換比率の算定方法

上記に記載の株式交換比率は、当社はSMBC日興証券株式会社を、イズミヤは株式会社KPMG FASを、それぞれ株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断いたしました。

③ 交付した株式数

当社が本株式交換により交付した当社の普通株式については、以下の通りです。

交付株式数合計	53,662,016株
内 新株式の発行	43,662,016株
自己株式の充当	10,000,000株

2. 当社による株式会社家族亭の完全子会社化に関する株式交換契約の締結

当社と株式会社家族亭（以下、「家族亭」といいます。）は、平成26年5月9日開催の両社の取締役会における決議に基づき、当社を完全親会社、家族亭を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことに関する株式交換契約書（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

なお、本株式交換契約について、当社においては、会社法第796条第3項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けず行います。また家族亭においては、平成26年6月18日に開催の定時株主総会において本株式交換契約が承認・可決されました。なお、効力発生日は平成26年8月1日を予定しております。

また、本株式交換契約の効力発生日に先立ち、家族亭の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）において、平成26年7月29日に上場廃止（最終売買日は平成26年7月28日）となる予定です。

当該企業結合の概要は、以下のとおりであります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社家族亭
事業の内容	飲食店の営業及び食料品の販売 厨房設備器具及び食堂使用の什器備品の販売 店舗の設計施工ならびに経営コンサルタント業務 フランチャイズ・チェーンシステムによる飲食店及び食料品店の経営

②企業結合を行う主な理由

当社は、平成23年8月に、家族亭の普通株式に対する公開買い付けを実施し、家族亭は当社のグループ企業となりました。その後、当社グループと家族亭は、共通の方針のもと、小麦・米などをはじめとした食材や資材の共同仕入れの実施によるコスト削減や、百貨店のハウスカード顧客への販促施策実施による相互送客、グループ内のシェアードサービス活用による業務の効率化等を推進するなど、既にグループ企業として経営戦略を共有し、共同で各種施策に取り組むことで、一定の成果をあげております。

家族亭におけるより一層の収益性の強化ならびに当社グループの企業価値の最大化を図るためには、これまで以上に当社と家族亭が強固な協力体制を構築し、家族亭の経営戦略について機動的な意思決定を可能とする枠組みの構築が必須であり、そのために当社が家族亭を完全子会社化することが、最善の策であるとの結論にいたったため、今回の企業結合を行うことといたしました。

本株式交換により、家族亭は上場廃止となることで、業績への影響が大きい大胆な店舗のスクラップアンドビルドや改装の実施、抜本的な事業の見直し・再編などを、短期的な業績変動に捉われることなく積極的に実施することができるようになることで、グループ収益の最大化を企図した中長期的な視野からの戦略的な投資・事業展開が可能となります。また、親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性を排除するとともに、上場維持管理コストや人的リソースを効果的に事業へ再配分していくことで、より効率的な経営基盤の構築を目指すことができます。

③企業結合日

平成26年8月1日（予定）

④企業結合の法的形式

株式交換

⑤結合後企業の名称

株式会社家族亭

⑥取得する議決権比率

株式交換直前に所有していた議決権比率	73.44%
企業結合日に追加取得した議決権比率	26.56%
取得後の議決権比率	100.00%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、家族亭の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における家族亭の株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その所有する家族亭の普通株式1株につき、当社の普通株式1株を割当交付することで、家族亭の発行済株式の全部を取得することとなるため、当社が取得企業となりました。

なお、当社は、本株式交換により交付する当社の普通株式全てについて、当社が保有する自己の普通株式を充当する予定であります。

(2)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

①株式の種類別の交換比率

家族亭の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付します。

②株式交換比率の算定方法

上記に記載の株式交換比率は、当社は株式会社アイ・アール ジャパンを、家族亭は三菱UFJ信託銀行株式会社を、それぞれ株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断いたしました。

3. 単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、平成26年6月24日開催の当社第95期定時株主総会において、平成26年9月1日を効力発生日とする、株式併合（2株を1株に併合）、並びに単元株式数の変更（1,000株から100株に変更）及び発行可能株式数の変更（3億株から1億5,000万株に変更）に関する定款の一部変更について付議することを決議し、同総会において承認・可決されました。

①単元株式数の変更及び株式併合を行う理由

当社の単元株式数は現在1,000株であり、イズミヤ株式会社（以下、「イズミヤ」といいます。）との平成26年6月1日付の株式交換に伴い、イズミヤの株主様の多数が、当社の単元未満の株式のみをご所有されることになりました。加えて、当社子会社である株式会社家族亭を平成26年8月1日付で株式交換により完全子会社化するため、さらに単元未満の株式のみご所有の株主様が增加することが見込まれます。

一方で、全国証券取引所においては、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することが目標とされております。

このような状況のもと、当社は、単元未満の株式を所有される株主様の議決権や市場における売買の利便性が損われることがないように極力配慮するとともに、東京証券取引所に上場する会社として全国証券取引所が推進する「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、普通株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）及び中長期的な株価変動等も勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を行います。

②単元株式数の変更

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

なお、東京証券取引所における当社普通株式の売買単位は、平成26年8月27日をもって、1,000株から100株に変更されることとなります。

③株式併合

（1）併合する株式の種類及び併合の割合

当社の普通株式について、2株を1株に併合いたします。

（2）減少する株式数

併合前の発行済株式数（平成26年6月24日現在） 250,402,793株

併合により減少する株式数 125,201,397株

併合後の発行済み株式数 125,201,396株

（3）1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が前連結会計年度の開始の日に実施されたと仮定した場合の1株当たり情報は以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,903.04円	1,858.37円
1株当たり当期純利益金額	63.87円	3.05円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	63.66円	3.03円

(注) 上記の仮定には、平成26年6月1日付のイズミヤとの株式交換により新たに発行した株式数（43,662,016株）は含めず、平成26年3月31日現在の発行済株式数（206,740,777株）に基づいて算出しております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5	5	0.50	—
1年以内に返済予定の長期借入金	580	35,483	0.77	—
1年以内に返済予定のリース債務	308	289	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	41,210	5,501	1.09	平成27年8月～ 31年5月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,183	2,658	—	平成27年4月～ 45年11月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	44,287	43,938	—	—

- (注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は、次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,329	121	35	11
リース債務	256	222	174	119

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	129,829	264,822	420,762	576,852
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	3,266	4,688	11,818	6,824
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,872	2,652	6,874	295
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	9.65	13.66	35.41	1.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (△) (円)	9.65	4.02	21.74	△33.88

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,824	29,858
営業未収入金	-	(注1) 1,963
前払費用	18	(注1) 24
繰延税金資産	713	189
短期貸付金	(注1) 17,628	(注1) 11,085
その他	(注1) 1,079	(注1) 655
流動資産合計	26,265	43,776
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	(注2) 6,853	(注2) 6,610
車輛及び器具備品	(注2) 1,555	(注2) 1,234
土地	(注2) 22,914	(注2) 22,914
建設仮勘定	0	-
有形固定資産合計	31,323	30,759
無形固定資産		
ソフトウェア	4,004	3,350
施設利用権	17	9
ソフトウェア仮勘定	96	168
無形固定資産合計	4,118	3,528
投資その他の資産		
投資有価証券	72,655	76,560
関係会社株式	114,594	113,506
長期貸付金	(注1) 10,295	(注1) 10,753
差入保証金	(注1) 273	(注1) 230
長期前払費用	2	0
その他	2	2
投資その他の資産合計	197,823	201,053
固定資産合計	233,265	235,341
資産合計	259,530	279,117

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	-	35,000
未払金	(注1) 1,019	(注1) 1,425
未払費用	83	55
未払法人税等	1,631	53
預り金	(注1) 36,159	(注1) 53,469
賞与引当金	70	131
役員賞与引当金	36	42
その他	0	10
流動負債合計	39,001	90,188
固定負債		
長期借入金	40,000	5,000
繰延税金負債	6,909	7,799
再評価に係る繰延税金負債	310	310
関係会社事業損失引当金	1,751	1,736
長期未払金	202	163
長期預り保証金	614	562
固定負債合計	49,789	15,573
負債合計	88,790	105,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,796	17,796
資本剰余金		
資本準備金	37,172	37,172
その他資本剰余金	11,087	11,101
資本剰余金合計	48,260	48,273
利益剰余金		
利益準備金	4,429	4,429
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	4,238	4,209
別途積立金	44,054	44,054
繰越利益剰余金	31,367	32,208
利益剰余金合計	84,090	84,901
自己株式	△132	△154
株主資本合計	150,015	150,817
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	19,632	21,301
土地再評価差額金	560	560
評価・換算差額等合計	20,193	21,862
新株予約権	531	676
純資産合計	170,739	173,355
負債純資産合計	259,530	279,117

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	428	2,087
グループ運営負担金収入	735	1,130
不動産賃貸収入	3,144	3,122
システム使用料収入	3,405	4,686
営業収益合計	(注1) 7,714	(注1) 11,026
営業費用合計	(注1), (注2) 6,573	(注1), (注2) 6,572
営業利益	1,141	4,454
営業外収益		
受取利息	373	315
受取配当金	816	974
その他	153	161
営業外収益合計	(注1) 1,343	(注1) 1,451
営業外費用		
支払利息	858	823
その他	18	45
営業外費用合計	(注1) 877	(注1) 869
経常利益	1,607	5,036
特別利益		
関係会社清算益	-	129
受取補償金	(注3) 3,500	-
投資有価証券売却益	517	-
固定資産売却益	157	-
特別利益合計	4,174	129
特別損失		
関係会社投資等損失	2,388	1,324
固定資産除却損	80	8
特別損失合計	2,468	1,333
税引前当期純利益	3,313	3,831
法人税、住民税及び事業税	1,680	95
法人税等調整額	△286	498
法人税等合計	1,393	593
当期純利益	1,919	3,237

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	17,796	37,172	11,085	48,257	4,429
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
自己株式の取得・処分			2	2	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	2	2	—
当期末残高	17,796	37,172	11,087	48,260	4,429

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,659	44,054	31,454	84,597	△118	150,533
当期変動額						
剰余金の配当			△2,427	△2,427		△2,427
当期純利益			1,919	1,919		1,919
固定資産圧縮積立金の取崩	△421		421	—		—
自己株式の取得・処分					△13	△10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	△421	—	△86	△507	△13	△518
当期末残高	4,238	44,054	31,367	84,090	△132	150,015

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	6,408	560	6,969	341	157,843
当期変動額					
剰余金の配当					△2,427
当期純利益					1,919
固定資産圧縮積立金 の取崩					—
自己株式の取得・ 処分					△10
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	13,224	—	13,224	189	13,414
当期変動額合計	13,224	—	13,224	189	12,896
当期末残高	19,632	560	20,193	531	170,739

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	17,796	37,172	11,087	48,260	4,429
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
固定資産圧縮積立金の取崩					
自己株式の取得・処分			13	13	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	13	13	—
当期末残高	17,796	37,172	11,101	48,273	4,429

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,238	44,054	31,367	84,090	△132	150,015
当期変動額						
剰余金の配当			△2,426	△2,426		△2,426
当期純利益			3,237	3,237		3,237
固定資産圧縮積立金の取崩	△29		29	—		—
自己株式の取得・処分					△22	△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	△29	—	840	810	△22	802
当期末残高	4,209	44,054	32,208	84,901	△154	150,817

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	19,632	560	20,193	531	170,739
当期変動額					
剰余金の配当					△2,426
当期純利益					3,237
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自己株式の取得・処分					△8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,668	—	1,668	145	1,813
当期変動額合計	1,668	—	1,668	145	2,615
当期末残高	21,301	560	21,862	676	173,355

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式：

移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

①リース資産以外の有形固定資産

主として定率法

なお、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)につきましては、定額法を採用しております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

イ 無形固定資産

定額法

3 引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

エ 関係会社投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、出資額の範囲内で引当てしております。

この引当金は、関係会社株式に対する評価性引当金であり、貸借対照表においては、関係会社株式と相殺して表示しております。

なお、当該金額は100百万円であります。

オ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該損失に対する当社負担見込額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、発生事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

(注) 1 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	18,389百万円	11,914百万円
短期金銭債務	36,381百万円	53,968百万円
長期金銭債権	10,374百万円	10,806百万円

2 国庫補助金等の圧縮額

前事業年度以前及び当事業年度に取得した資産のうち国庫補助金等による圧縮記帳額は、次のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
圧縮記帳額	344百万円	344百万円
(うち、建物及び構築物)	297百万円	297百万円
(うち、車輛及び器具備品)	2百万円	2百万円
(うち、土地)	44百万円	44百万円

3 偶発債務

関係会社の金融機関よりの借入金に対する保証債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(株)阪食	423百万円	257百万円

関係会社の不動産賃貸借契約に対する保証債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(株)阪食	970百万円	812百万円

- 4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関2社と貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
貸出コミットメントの総額	20,000百万円	20,000百万円
借入実行残高	— 百万円	— 百万円
差引額	20,000百万円	20,000百万円

(損益計算書関係)

(注) 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	6,801百万円	8,783百万円
営業費用	525百万円	449百万円
営業取引以外の取引による 取引高	1,186百万円	1,953百万円

2 営業費用のうち主要な費目及び金額

営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬及び給料手当	900百万円	1,003百万円
修繕費	1,276百万円	1,210百万円
減価償却費	2,653百万円	2,574百万円

3 受取補償金

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

モザイク銀座阪急退店に伴う受取補償金であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,932	3,903	△28
関連会社株式	—	—	—
計	3,932	3,903	△28

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	98,631
関連会社株式	412
計	99,043

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,932	3,944	12
関連会社株式	—	—	—
計	3,932	3,944	12

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	97,444
関連会社株式	306
計	97,750

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(繰延税金資産)		
会社分割に伴う子会社株式	10,085百万円	10,085百万円
関係会社投資等損失引当金	714百万円	654百万円
その他	2,064百万円	1,666百万円
繰延税金資産小計	12,864百万円	12,406百万円
評価性引当額	△1,773百万円	△1,832百万円
繰延税金資産合計	11,091百万円	10,573百万円
(繰延税金負債)		
退職給付信託資産(株式)の返還に伴う投資有価証券評価益	△4,085百万円	△4,085百万円
固定資産圧縮積立金	△2,345百万円	△2,327百万円
その他有価証券評価差額金	△10,848百万円	△11,764百万円
その他	△6百万円	△6百万円
繰延税金負債合計	△17,286百万円	△18,184百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△6,195百万円	△7,610百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	12.0
住民税均等割額	0.2	0.1
評価性引当額の増減	12.2	1.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.8	△24.7
繰越欠損金	—	△11.8
その他	△0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1%	15.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率を、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%に変更しております。

この変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は11百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	6,853	189	4	428	6,610	12,635
	車輛及び器具備品	1,555	189	4	505	1,234	3,401
	土地	22,914	—	—	—	22,914	—
		(870)				(870)	
	建設仮勘定	0	—	0	—	—	—
	有形固定資産計	31,323	378	9	933	30,759	16,036
		(870)				(870)	
無形固定資産	ソフトウェア	4,004	978	0	1,632	3,350	8,873
	施設利用権	17	—	—	8	9	183
	ソフトウェア 仮勘定	96	372	299	—	168	—
	無形固定資産計	4,118	1,350	299	1,640	3,528	9,057

- (注) 1 当期増加額の MDシステム改修による増加
うち主なもの ソフトウェア 471百万円
POSシステム更新による増加
建物及び構築物 10百万円 車輛及び器具備品 161百万円
ソフトウェア 45百万円
ペルソナ関連システム構築による増加
ソフトウェア仮勘定 135百万円
グループポイントシステム改修による増加
車輛及び器具備品 1百万円 ソフトウェア 106百万円
基幹システム改修による増加
ソフトウェア 59百万円
江坂商品センター各種工事による増加
建物及び構築物 59百万円
- 2 土地の当期首残高及び当期末残高の(内書)は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づく事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
関係会社投資損失引当金	255	—	155	100
賞与引当金	70	131	70	131
役員賞与引当金	36	42	36	42
関係会社事業損失引当金	1,751	1,125	1,140	1,736

- (注) 1. 引当金の計上基準については「重要な会計方針」の項に記載しております。
 2. 関係会社投資損失引当金は、貸借対照表においては関係会社株式と相殺して表示しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで													
定時株主総会	6月中													
基準日	3月31日													
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日													
1単元の株式数	1,000株													
単元未満株式の買取り・買増し	<p>(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 —</p> <p>買取・買増手数料 無料</p>													
公告掲載方法	<p>当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。</p> <p>なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。</p> <p>http://www.h2o-retailing.co.jp/koukoku</p>													
株主に対する特典	<p>(1) 対象株主 毎年3月31日現在の株主名簿に記載された1単元（1,000株）以上保有の株主様に対し、6月下旬にご優待券を送付いたします。</p> <p>(2) 優待内容 次の2種類の優待券を発行いたします。</p> <p>①お買物ご優待券 当社グループの百貨店（阪急百貨店、阪神百貨店）及び食品スーパー（阪急オアシス）の各店舗でご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優待率 阪急百貨店、阪神百貨店の各店 10%（食料品は5%）、阪急オアシスの各店 5% ・お買物方法 取扱店舗の店頭での商品お買上の際にご使用いただけます。ひとつの売場で1回のご入金につき1枚のご使用となります。ただし、阪急オアシスでは、1回のお買上が消費税別3,000円未満の場合はご利用いただけません。外商口座、各種クレジットカード、代金引換によるお買物およびご入金にはご利用いただけません。また、他の各種優待制度、他の割引、ポイント付与制度との併用はできません。 ・優待対象商品 店頭販売商品（但し、以下の除外品を除きます。） ・優待除外品 商品券、各種ギフト券類、煙草、地金・金貨、テレフォンカード、書籍、配送料、修理・加工料、クリーニング代などのサービス・手数料、レストラン・喫茶、理容・美容室、エステティック、一部指定ブランド、その他各店が指定するもの。 <p>②阪急キッチンエール入会ご優待券 食料品・日用雑貨の会員制個別宅配サービス「阪急キッチンエール」に新規ご入会いただいた場合、入会金、月会費2ヶ月分を無料とし、加えて1,000円をキャッシュバックします。</p> <p>(3) 発行基準 毎年3月末日現在、当社の株式を1,000株以上ご所有の株主様に次のとおり発行いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象株主</th> <th style="text-align: center;">お買物ご優待券</th> <th style="text-align: center;">阪急キッチンエール入会ご優待券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,000株以上、3,000株未満所有</td> <td style="text-align: center;">10枚</td> <td style="text-align: center;">1枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000株以上所有</td> <td style="text-align: center;">20枚</td> <td style="text-align: center;">1枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000株以上を連続して3年以上所有</td> <td style="text-align: center;">上記に10枚を追加</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>イズミヤとの経営統合等に伴い、単元株式数の変更等及び株主優待制度の変更を予定しております。</p>		対象株主	お買物ご優待券	阪急キッチンエール入会ご優待券	1,000株以上、3,000株未満所有	10枚	1枚	3,000株以上所有	20枚	1枚	1,000株以上を連続して3年以上所有	上記に10枚を追加	—
対象株主	お買物ご優待券	阪急キッチンエール入会ご優待券												
1,000株以上、3,000株未満所有	10枚	1枚												
3,000株以上所有	20枚	1枚												
1,000株以上を連続して3年以上所有	上記に10枚を追加	—												

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|--|-----------------|-------------------------------|---------------------------|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類並びに
確認書 | 事業年度
(第94期) | 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日 | 平成25年6月21日
関東財務局長に提出。 |
| (2) | 内部統制報告書及びその
添付書類 | 事業年度
(第94期) | 自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日 | 平成25年6月21日
関東財務局長に提出。 |
| (3) | 四半期報告書及び確認書 | (第95期
第1四半期) | 自 平成25年4月1日
至 平成25年6月30日 | 平成25年8月13日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第95期
第2四半期) | 自 平成25年7月1日
至 平成25年9月30日 | 平成25年11月13日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第95期
第3四半期) | 自 平成25年10月1日
至 平成25年12月31日 | 平成26年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) | 臨時報告書 | | | |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成25年6月24日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の割当て）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年1月31日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年2月4日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年2月27日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年3月27日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年5月14日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年6月4日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年6月4日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書 | | | 平成26年6月4日
関東財務局長に提出。 |
| (5) | 臨時報告書の訂正報告書 | | | |
| | 平成26年1月31日提出の臨時報告書（新株予約権の割当て）の訂正報告書 | | | 平成26年4月2日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6 月24日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 紀 平 聡 志 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年6月1日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社、イズミヤ株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社家族亭を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月24日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 東 平 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 紀 平 聡 志 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年6月1日を効力発生日として、会社を株式交換完全親会社、イズミヤ株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年5月9日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社家族亭を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月24日
【会社名】	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
【英訳名】	H2O RETAILING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 篤
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区角田町8番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鈴木 篤は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行なわれており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況进行评估することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社16社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社27社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含まれておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度当初予想の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が、当初予想の連結売上高の概ね2/3に達している株式会社阪急阪神百貨店1社を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月24日
【会社名】	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
【英訳名】	H2O RETAILING CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 篤
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市北区角田町8番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木 篤は、当社の第95期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。